

監獄協會雜誌

第參拾壹卷
第參號

明治二十八年五月創刊 每月一回 二十日發行

(三月二十日發行)

論 說 監獄官吏の能率増進に就て……………

典 獄 上 田 定 次 郎……………(一)

講 演 優生學に就て……………

帝國大學 文科大學教授 文學博士 松本亦太郎……………(六)

資 料 答刑に就て……………

朝鮮司法部監獄課……………(一八)

譯 叢 思 潮……………

櫻 岳……………(三五)

統 計 大正七年一月中入出監並月末在監人員表外三表……………

(三)

寄 書

統計に現はれたる各監獄の成績……………

監獄局 藤井藤藏……………(四〇)

受刑者の凍傷に就て附葉灰の偉效……………

小倉分監監獄醫 平川浩一……………(四六)

予は看守諸君と語る……………

典獄有馬四郎助……………(四六)

雜 纂 春寒獨語(二)……………

霜 翰……………(五六)

物資節約の急務……………最も感服したる歐米の執務法……………

(五)

集 報(ベリー翁の歡迎會其他……………叙任……………會報……………公文……………)

(六三)

監獄協會雜誌第叁拾壹卷第叁號

論

說

監獄官吏の能率増進に就て

典 獄 上 田 定 次 郎

歐洲戰局の進展は諸方面に非常の好影響を受けたるは掩ふべからざる事實にして殊に喜ぶべきは内
外商工業の發展より延いて輸出超過の結果、各般の經濟狀態に於て前古未曾有の好運に到着しつゝあ
るは極めて慶賀すべき事なりとす、然りと雖も一方を顧みれば之れが爲めに我國上下の階級に於ける
精神界に於ては寧ろ墮落の傾向なきにあらず殊に我監獄部面に向つても却つて多大なる惡影響を受け
つゝあることは斯道の爲め憂慮すべき現象たるを嘆せずんばあらざるなり、即ち之を例證すれば第一
物價の暴騰に伴ひ監獄經費の上に著しく負擔を増加したること、最も一面に於て作業の好況振作に伴
ふ相當の増收ありと雖も未だ之れを以て其の増加經費を償ふに足らず、第二、各種事業の勃興並に物
價の昂騰は監獄職員殊に低級職員間に非常の打撃と困憊を來たし其極看守以下に於て他に轉職する者

多く爲めに其職務を抛擲して顧みざること恰も弊履を捨つるが如く或は朝に拜命し、夕に免職を賭して其職を去るものも亦決して尠なきにあらず、是れ實に現下何れの監獄に於ても多く實見する所に於て之れが爲めに缺員補足の困難は實に想像するに餘りありて當局者の苦心は寧ろ同情に堪へざる所なりとす、然り而して此の低級吏員の補充並に之れが救済策に就ては何れの監獄に於ても潜心講究せられつゝあり、且つ本省當局に於ても種々周到なる同情的注意と深厚なる物質的報酬を以てせらるゝ處あるは均しく同人社會の感激して措く能はざる所なりと雖も、大勢の奔逸する處未だ全く十分の奏功を見る能はざるは斯道前途の爲めに深く憂慮に堪へざる所なり。最も刻下の現況は或は時局に對する一時的の現象に過ぎずとせば左程憂ふるに足らずと雖も吾人の想像する所に依れば今日の物價は戰後に至ても尙依然として之れを持続すべきことを信する理由あると同時に又從つて當該人物の上に、より以上の拂底を告ぐるなきやを考慮せざるを得ざるべし、殊に昨今は猶更ら、從來に在りては其職務の重且大なる割合に其劇職なること到底他に之れに比すべきものあらざるのみならず其待遇、報酬の之れに伴はざるは既に識者の公認する所にして此の兩者の改善は蓋し必然の事項たるは茲に喋々を要せざる所にして當局亦既に茲に成算ありと謂へば改めて之れを啜々するを止め吾人は左に監獄官吏の能率増進方法に就て卑見の一斑を述べ諸彦の一察に供せんとす。

文明の進歩と各種事業の發展活動の裡に立て苟も優秀上乘の効果成績を舉げんと欲せば必ずや各般科學の利用改善に俟つもの素より多しと雖も亦他の一面に於ては各々其の従事員の能率増進を計圖す

るは蓋し喫緊の問題たらずんばあらず、即ち吾人は左に將來益々多事なる我監獄官吏の能率の増進方法に就ての二三の要件を舉示する處あらんとす。

第一、人格的並科學的素養の教育を要すること

監獄に關する科學的の教習は素より缺くべからざる要件にして既に職員採用の當初に於て教習を行ひ卒業後も職務に必要な事項に付不斷の教養を怠らず何れの監獄に於ても皆努力しつゝあるは素より論なしと雖も監獄の職務たるや犯罪及犯罪人の進歩に伴ひ常に其の遇囚の上にも進歩發達を期せざるべからざるは勿論、一面亦監獄作業賦課の上に於ても、常に社會の事業に後れざらんが爲めには必ずや、相當工業的の素養を涵養し以て監獄官吏の能率増進を圖ると同時に囚人作業能率の發展を期待せざるべからざるは當面の問題なりと雖も、從來殊に大に缺乏せりと認むべきものは即ち人格的の教養なりと思惟せらる、最も今日の一般監獄官吏に其資格の完全を希求するは素より望むものゝ罪なりと雖も概して其思想の堅實ならざる、崇高なる精神より出でたる犧牲的忠實の缺如せるが如き、斯業の神聖なるを自覺せざるが如き、研究的向上心に乏しきが如き、將た亦報酬の多寡に依て其節義を二三にするが如きは、蓋し皆此の人格的素質に缺ける處あるに職由するものと認めざるを得ざるなり。之れを別言すれば即ち武士道に適合せざる點多きに基因し以て其職任を完ふせざるもの多く結局職務の重大なるに對する責任觀念の自覺なきに歸する云ふも敢て極言にあらざるを信せり。若し不幸にして以上の記述を以て吾人の見解に大過なしとせば現實以上能率の増進は到底求むべからざるのみな

らず却つて退歩の結果を招來し破綻百出拾收すべからざるに至るなきを保せず現に昨今其職を轉する爲めに其進退を輕々に敢てして恬として顧みざるものゝ多きは想ふに此の人格的素養の缺乏せるに由來せること多かるべし。以上は吾人が茲に人格的並科學的教養の大切なるを絶叫する所以なりとす。

第二、心神殊に勢力(又は能力)の涵養、休養に關すること、

能率増進の第二要件は勢力(又は能力)の涵養、休養なりとす。即ち吾人の心神及勢力の能率なるものは有限なりや無限なりやとの問題に付きては素より是非の議論ありて一概に之れを論斷すること能はず。雖も吾人の見解を以てすれば兩者共に相當の理由ありと信ず、何となれば有限なる身體、精神より發揮する處の勢力なるものは素より相對的有限なりと云ふ結論は一應空説なりと雖も乍然亦其身體の勢力の使用、消耗の方法の如何に依れば殆んど無限に近き能率を發揮することを得るのみならず、より以上の心身の強健、勢力の堅實を期し得べきものなれば之れに依つて以て能率の倍加することは決して至難事にあらざるべきを信ず、即ち再言すれば吾人の能率増進は其使用方法の研磨の如何に依ては或る程度までは之れを増大することを得べしと云ふにあり、即ち心身、勢力の増大は其鍛練と涵養と而して休養に依つて之れを進取し得るのみならず、之れを増大發展し得べきことは諸種の實例に依つて證し得べきと同時に監獄官吏の職務繁劇は即ち煩劇なりと雖も此の兩者を適當に使用鍛練し進んで之れを涵養し亦適當に之れを休養せば寧ろ前者に倍從する能率増進を期し得べきことは蓋し難事にあらざるべきは他の經驗に照して明かなりとす、其の程度の中庸を期すべきことは素より當事者の深

く注意を要するは勿論なりとす。

第三、適材を適所に配置すること、

適材を適所に配置することは能率増進の第三要件にして監獄部面に在りても極めて必要の事項なり。即ち適材を適所に配置するを得ば(一)固有の全力を傾注し尙向上せしむることを得て自ら其能率を増大するを得べきなり、(二)其從事する處の職業々務に習熟練達すること、(三)趣味性並研究心を養ひ得べきこと、(四)執業中快感を覺え、勞勤く成績夥大なること、(五)時間及勞力を節約し得ること、(六)人物經濟を圖り得べきこと、以上の如く多大の利益ありと認め得べきも適材を得ること既に至難なる今日、況んや各方面適所に配置すべき濟々たる多士を得ること亦以て難中の難なるならん歟。

第四、賞罰及點陟を公正ならしむること、

信賞必罰は天地の公道にして萬般の事物之れを以て策勵し之れを以て振作するを得べし吾人能率の増進方法も亦此範域を脱すること能はず否脱すべからざるなり、吾人監獄官吏は如何に斯道を重んじ公職に殉するを辭せず底の大人君子ありと雖も其勞と其報勞の均衡を得ざるあらんか、以て之れを策勵する能はざるのみならず忠實なる勤勉者は退き、懈怠者は漸く跋扈するの奇現象を來たし遂に百鬼橫行するに至らずんば止まざるに至るべし、即ち賞罰の嚴明公正を期するは亦以て紀律的獎勵の要件なりとす。

以上は唯一般的能率増進策の概要を略記したるに過ぎずと雖も賢明なる識者に於て之を我監獄圈内に援用し實際上に斟酌採擇を加へらるゝを得ば蓋し能率増進上少補なきにあらざべし、敢て不文を草す。

優 生 學 に 就 て

東京帝國大學
文科大學教授

文學博士 松 本 亦 太 郎 君

今日は圖らず皆さんに御目に掛るを得まして誠に光榮の至りに存じます、茲に掲げてございます通り「優生學に就て」といふ題で御話を申し上げます。

此優生學といふ言葉は數年來日本の語彙中に段々這入つて參りました、今でもまだ餘り頻繁に用ひられては居りませぬが、新聞や雜誌に追々見える言葉にあつて來て居ります、西洋でも此言葉は寧ろ新しく使ひ始めたのでありまして、まだ一般に西洋の社會に此言葉の意味が行渡つて居るといふ譯でもないであります、優生學では遺傳の事を大に研究して居ります、日本でも生物に關する遺傳のことは是まで研究がございまして、其遺傳の法則を利用して動物、植物の品種を改良して往くといふやうなことは既に試みられて居るのであります、併ながら人間の遺傳のことに付て日本人に就て材料を集めて研究したといふことは今まで僅かの例を除いてはまだ餘り無いのであります、殊に日本人の精神上の特徴は遺傳といふ關係から見ると、どういふ風に解釋さるべきものであるかといふやうなこと

に付ては殆ど研究が試みられて居りませぬ、それから優生學では出産の率の多少、それから死亡率の多少といふやうなことを色々研究致すのでありますが、一般の出生死亡などのことに付ては日本でも段々統計的の調査といふものが出來て居りますが、唯數の多い少いばかりでありませぬで、一體如何なる階級の出生が多いのであるか、少いのであるか、それから如何なる階級の死亡率が多いのであるか少いのであるかといふ、人間の性質上の區分から出生、死亡などの關係を調べるといふことは、是は今まで日本では統計の方で餘り調査して居らないのであります、それで此優生學の見地から遺傳の關係並に出生、死亡などの關係を研究した者は先づ日本には是まであつても極く僅しかありまぬので殆ど調査されて居らないといつて宜しいといふやうな状況であります、それで私の關係して居ります心理學の教室の方で先年來段々に心掛けまして、日本人の心の特徴の遺傳なきや否やといふことに付ての調査に着手して居るのであります、それから階級に従つて例へば智的階級の婦人などの場合に其出生率がどういふやうになるのであるかといふやうなことも少し調査を始めて居るのであります、日本では斯る事に就て材料を得るといふことは餘程困難でありまして、是まで集めた材料が極めて不充分なものであります、要するに優生學は日本に於ては今は輸入の時代といふやうなことであります、先づ海外でやつて居る事柄を學んで、其研究法なり調査法なりを能く會得して、今後日本人に就て其調査をする準備をして居るといふやうな段階に居るのであります、従つて今日御話致しますことも重に外國の方で研究したことの大概を申し上げ多少日本に於て得た材料を添へるに過ぎないのは止むを

得ざる次第であります。

優生學は英國の方から起つて來た學問でありまして、實行的方面に於ては亞米利加の方で盛に試みられるといふことになつて居るのであります、大體今日の優生學で主張して居るやうな事柄は源を遡つて見ますと、古代の希臘にかういふ考は多少出て居るのであります、今日から二千五六百年前、希臘のプラトーンといふ、御承知の有名な哲學者と云つて宜しいか哲人と云つて宜しいか、偉大なる人がありまして、此人が「理想國」といふものを書いて居ります、理想の國を建てるにはどういふ風に國を經綸して往つたら宜いかといふことを探求して居ります、又譯したら「國法」といふやうな題の書物を書いて居ります、此理想國と國法といふ二つの著述の中に今日の優生學で言つて居るやうなことを述べて居ります、それは馬であるとか、或は獵犬の如きものは良い雌雄を選択して人間が少し世話をしてやるといふと段々に其品種を改良して往くことが出来る、雌と雄との優良なものを結合するといふと其結果として優良なる馬なり或は獵犬なりが出来る、それと同じやうなことを人間に就て試みることは出来得ることである、即ち適當な年齢に在る、善良なる精神及身體上の特徴を具へて居る男女を結び附けて往くといふやうなことが或方法に依つて實行されるならば、段々に人種が良くなつて來る、悪い品質の男女は相互で結婚をさせる決して良い品質の者と悪い品質の者が混交せぬやうにして結婚をさせる、其結婚をどういふ風にしてさせるといふことに付ての色々案がありますが、それは略しまして、兎に角或方法に依つて品質の優良なる男女を結婚をさせるといふことに依つて益々子孫

を優良ならしめて往くといふことを論じて居るのであります、それで悪い品質の者は子供が出来ても其理想國では子供といふものを一切親に育てさせないのであつて、國家が引受けてそれを世話をする優良なる親から出來た子供は國家が之を保護して段々發達させるし、極く劣悪なる親から出來た所の子供は國家が之を神祕的の場所に送つて仕舞つて、再び天目を見ることが出来ないやうにして仕舞ふ親にはそれを知らせない、それが自分の子か分らないやうにして仕舞つて、子供を育てることは國家が一切引受けてやるといふやうな案を立て、居るのであります、それから又戦さに出て勇士であるといふことを證明した強い人間、即ち精神上に於ても身體上に於ても品質の善いといふことを證明した所の人間は妻を取る時に優先權を持つて居る、品質の善い妻を得るといふ優先權を國家が之に與ふるのみならず、之に數人の善い妻を持たせるといふことを認めても宜いといふことを論じて居るのであります、詰り多妻といふことはさういふ勇士に限つて或處までは許しても宜い、出來る子孫が勇士であるから一夫多妻といふやうなことを其場合には許して宜いのであるといふことを中に論じて居るのであります、それから色々案がありますが、三十五歳以上になつて謂れなく獨身で居る者には課税をする、結婚をどうしてもしなければならぬやうに國家が仕向けるやうな案も立つて居る、それから醫師が人を療治する時に劣悪なる人間の子孫を殖すやうな療治は成丈けしない方が宜い、優良なる人の子孫は殖えるやうに醫師は力を盡すが宜いといふことを言つて居るのであります、大體さういふやうなことを申して居りまして、今日の優生學で言つて居る所に似たことと其理想國と國法といふ二つ

の書物の中で論じて居るのであります、一體プラトーンPlatonの書物は希臘の聖人であるソクラテスSocratesと其弟子が問答をするやうな體にして書いたものでありまして、小説風に面白く書いてありますが、なかなか森嚴なる思想があります、併しプラトーンPlatonの一體の考は其時代の希臘の色々な地方に行はれて居りました事柄や、風俗習慣を觀察して、其觀察を土臺にして立派な理想國を建てるにはどうしたら宜いだらうといふことを想像的に考へたのであります、餘程空想が混つて居りまして、正確なる學術的の根據があつて、さういふやうなことを唱へたものは必しも認められないのであります。其考は偶然に今の優生學に似て居るのでありますが、其根據が嚴格なる意味に於て學術的に建てられたものといふことは出来ない、多少は事實を以てして居ますが、半ばは空想的にさういふやうな理想國を描き出したのであります。

學術的の基礎の上に優生學を建てやうといふことを始めたのは極く近い頃の事でありまして、英吉利のフランシス・ゴルトンFrancis Galton氏が之を始めたのであります、數年前に八十幾歳かで亡くなりまして、まだ亡くなつてからさう年月が経つて居りませぬ、進化論で有名なダーウキンDarwinの近い親戚の人でありまして、色々學術上の事に就て功績を擧げて居る人でありまして、其人が優生學を學術上の根據に立つて新に唱へ出したのであります、ゴルトンはエーゼニックスEugenicsといふ言葉を使つて居ります、其言葉を學術上の名に致したのはフランシス・ゴルトンが始めて致したのであります。

優生學の研究は大きく分けますと三つの部類になります、一つは遺傳に關する研究人間の身體的或

は精神的特徴が段々子孫に傳つて行つて子孫の特徴を拵へるといふ方面からの研究が一つの大なる部門になつて居ります、それからもう一つの方面は人口の増減といふことを人間の性質上の品等といふことと關係して研究するのであります、例へば優等、劣等、又其間に色々な段階を設けまして、各の段階に於て人口の増減する割合がどういふ風になつて居るかといふことに關する研究を致すのであります、それから第三の部門は以上兩方面からの研究を本に致しまして實際上の施設を試みるのであります、即ち遺傳並に人口の増減の關係から善い人間を世の中に増殖して行くにはどういふやうな手段を執つたら宜いだらうかといふ實際的の施設を研究するといふことになつて居ります、又それを實行するのであります、優生學は斯く三つの大部門に分れて居りますが、今日主に申上げたいのは眞中の所、即ち國民を優劣の段階に分けると、各の段階に於ける人口の増減の場合がどういふ風になつて居るか、或は出産の増減の工合がどういふことになつて居るか云ふ問題に就いてあります、それに附け加へて實際上の企圖はどういふ風に今ではなつて居るかといふことを聊か申上げたいと思ふ遺傳のことは別に爰で申上げるまでもないのであります、今では殆ど既定の事實である、人間の有つて居る稟質が子孫に傳つて行くといふことは明かなことであります、それは別に申上げる必要もないかと思ふのであります。

一體人間の身體並に精神の特徴を形作るものは二つあることは一般に知れ渡つて居るのであります、一つは祖先の稟質が段々に遺傳する爲めに子孫の身體並に精神上の特質が極められて來るといふ

ことであります、即ち生來の素質といふものを各個人は持つて居る、それは祖先の遺傳から來るのである、即ち遺傳的の要素が我々人間を拵へる一つの重要なものになつて居る、それからもう一つは一口に言ひましたら教養といふことで言つたら宜いかと思ひますが、境遇が色々變化する、母の胎内既に一の境遇でありまして我々が母の胎内に居る時から境遇の影響を受け、又始めて生れ出て終には世の中が境遇になる、世の中には近い關係を持つて居る家庭といふものもありますが、段々遠い關係を持つて居る範圍が、幾重にも我々を圍繞して居りまして、それ等から夫々影響を受けて個人々々の特質が色々動搖變化する、即ち境遇の影響に依つて我々の身體或は精神上の特質が或程度まで規定されて行くものである、さういふのを收得或は獲得といふ言葉で示しますが、詰り一個人が出來てから得た所の特徴があるので、それから生來の方は一個人が出來る時に祖先から傳つて來る所のものでもあります、さういふ譯でありますから人間の特質は生來的のものど收得的のものとの二つから出來て居る、そこで收得的のものの方に重きを置いて境遇を色々工夫をして、段々に特質を改めて行つて、さうして人間を善い方に進ませて往くといふことは世の中の機關が大抵其方針として居るのであります教育機關は勿論のこと、社會に存在して居る色々な機關、色々な施設は境遇の方を善くして往く譯であります、人間の棲息して居る境遇を段々に改善して行つて、人間を善い人間にして行くといふ方に多くは向けられて居る、さういふ風な方面を論ずる學問を概括し一の新しい學問にしやうとして既に名だけは出來て居る、それは優境學(ユージェニックス)といふのであります、即ち境遇を優良にして人間

を善くすることを研究し、又それを實際に施すといふ事を取扱ふ學問であります、是は新にさういふ學問を起すまでもないのであります、起しても差支ないが、今までの學問は大抵此優境學の唱ふる所と同じ見地から人間を善くして往かうといふ方向に向つて居るのであります、所が優生學の方の學者の見地から言ふと、優境が人間を善くするといふことは勿論認めて居るのであります、併ながらモット大切なものは生來といふものが善くなければ人間は善くなること出來ない、境遇を善くして往く時に人間が生れて持つて來たものが善ければ其境遇を利用して段々立派にして行くことは出來るけれども、生來の素質が善くないと、幾ら境遇が善くてもそれを充分に利用することが出來ない、詰り優境といふことが效力あるとするならば夫れは生來の素質が善くあつたからである、そこで孰れかと言へば、遺傳的の要素の後に生學の方では重きを置くのであります、人間の生來素質を段々に善くして行くといふことを研究しなければ世の中は本當に善くならない、善い人間が思ふやうに充分に出來ないのである、父祖の血統が善い爲めに善い子供が出來るといふことは段々近頃の研究に依りまして明かになつて參りました、又父祖の血統が悪ければ子孫が段々悪くなるといふことも明かであります、例へば精神薄弱者であるとか、或は低能者、それから或種類の犯罪者といふやうな者は遺傳の力が働いてさうなつたのであるといふことが此頃の調査で段々明かになつて來たのであります、それから又一方に於て天才の人といふやうな人、色々の方面に於る偉人は矢張り其父祖の稟質が善いのである、其善い稟質が遺傳してさういふ天才のある偉人を出すのだといふことが此頃の研究で段々明か

になつて來た、殊にゴルトンなどの研究は偉人の研究を初め研究の中心問題に致しまして、其方は餘程調べたのであります、それから最近になりまして極く善い者と極く悪い者との中間に介在する人間の諸特質を統計的に詳しく研究して見ると矢張り遺傳の影響を受けて、夫等の特質が極つて來るといふことが段々明かになつて來たのであります、殊に精神的方面の特質に關しては最近實驗心理學などの進歩が餘程其點に付て力を致して居るのであります、人間の智的才能の遺傳といふことを段々に調べるやうになつて來まして、中段階級に於ける、當り前の人間の場合に於ても人間の特質は矢張り遺傳に依つて定まるのであるといふことは今日では益々確なる事實になつて來たのであります、さういふ譯で境遇も人間を拵へる上に勿論影響はありますが、根本の人間の特徴は遺傳から規定されるものであるといふことは今では何人も之を容さなければならぬやうな結果になつて居ります。

さうなつて來ますと茲に一つの問題が起つて來るのであります、今日の文明社會に劣等なる種族が子孫を生む割合と、優等なる種族が子孫を生む割合と孰れが多いかといふ問題が起つて來るのであります、是は唯學問上の問題として學者の方から出した問題といふよりも、實際の世の中の出産或は人口増減の事實が此問題を研究しなければならぬやうな狀況を呈して來たのであります、事實の方から促されて學者が斯ういふ問題を研究するやうになつて來たと見る方が宜いかと思ふのであります、英國の例に就て申して見ますと、劣等なる種族の子孫が増す割合が漸次大きくなつて來るのであります、其反對に優等なる種族の子孫は増殖の割合が段々に少くなつて來る、或は往々にして優等なる種

族の子孫が減少して往く傾があるといふことを事實上に於て認むるに至つたのであります、言葉を換へて申しますと、世の中に優良な人間が段々に減少して劣等な人間が却て増殖しやうといふ傾が現れて來た、ゴルトンなどの考では文明は優等なる偉人があつて世を指導して往かなければ本當の文明にならない、平凡の階級の人間が澤山集つてやつた所が眞の文明は出て來ない、指導者がどうしても必要である、其指導者は優等なる偉人が之に當らなければならぬのに其偉人が段々に少くなつて來る、世の中に偉人が少くなると文明が進むことが出來ないのみならず、或場合には折角出來た文明を破壊するやうになる、そこで優等なる階級の人間は段々少くなつて、劣等なる者が段々多くなるかどうかといふことを事實上に於て調査しなければならぬといふことになりまして、優生學の方で段々に其研究を始めたのであります。

色々な方面に於て研究をやつて居りますが、二三の例を擧げて研究の結果を申上げて大體をそれから推して戴きたいと思ふ、英國の貴族中に土地を所有して居る貴族がある、是は大抵地方に住んで居りまして、政治季節丈けに倫敦に出て來て色々活動するのであります、世襲的の貴族であります、是が英國では少からず力を致して居るのであります、而も夫等の盡力に對しては殆ど無報酬であります、犠牲的の仕事に致し絶えず地方の開発統治の上或は國家の統治の上に就て力を致して居る、貴族の中にも日本などにありますやうに最近に於ては奉公の爲めに澤山の金額を寄附したとか、或は實業の方面で偉大なる仕事をしたといふ爲めに貴族の爵を與へらるゝやうになつて居りますので、さうい

ふものも随分ありますが、さういふ經濟上の關係から貴族になつたといふ者を除きまして、尠くも三代の間さういふ貴族になつて居る人口に付て出產の割合を調べて見ますと、其階級の出產率が當面の問題に大に參考になる材料を與ふるのであります(表)千八百三十一年から千八百四十年までの十年間に於て土地を所有して居る、尠くも三代以上世襲貴族である人の各配偶産兒數が平均幾らあるかといふと、其時代には七・一(七人餘)だけ子を持つたのであります、所が其次の十年間、千八百四十一年から千八百五十年になると六・一になつて一人だけ減つて居る、此六・一といふ數が暫く續いて居ります、それから千八百七十一年から千八百八十年の十年間を見るとズツト下つて仕舞ひまして四・三六といふことになつて居る、然るに其後の十年間即ち千八百八十一年から千八百九十年には三・一三といふことになつて居る、斯ういふやうに僅の間に前の半分に出生の割合が減つて仕舞つて居る、最近五十年ばかりの間に半分になつて仕舞つて居る、一體此統計に取りました貴族階級は品質の善い階級である、父祖の稟質が善いのでありまして其子孫も善い稟質の者が餘計に出來る筈であります、所がそれが惜いかな斯ういふやうな著しい減少を來すといふ状態を呈して居るのであります、それからもう一つの例を取りますと、英國に日本の言葉に譯すと「友愛組合」といふものがあります、一定の資格の有る者が其會員に爲ることが出來るのであります、是は大變善い人間が集つて居る組合であります、其組合に這入りますと子供が出來た時に組合から獎勵金のやうなものを貰ふことになつて居る、組合の各員が何人子供を生んだといふことが記録に遺つて居ります、其組合の或一つの例を取つて見

ますと、千八百八十年に一萬人の組合に就て其獎勵金を貰つた者が二千七百七十二人ある、所が千九百四年になりまして一萬人に付て千六百六十五人に減つて居る、二十四年の間に子供を生んだ度數が半分ばかりになつて居る、一體イングランドやらエールス全體の人口の殖え方も多少減つて居りますが、それに比べて見ますと三倍も減つて居る、是は一つの大きな組合の例であります、もう少し小さい友愛組合の場合に於ては五割六分位減つたのがある、此友愛組合の會員は特に選擇された階級でありまして、多くは勞働者に屬するのであります、技術に熟練した者が多く大層良い勞銀を受取る資格を持つて居ります、節儉の習慣があつて、用心深い職人としては優秀なる者であります、此友愛組合に這入つて居る勞働者は勞働界の貴族であるといふやうに認められて居るのであります、一番良い職人は友愛組合の中に居るといふやうに認められて居るのであります、然るに此階級の出產の割合が著しく減少して居る、若しも今舉げた二つの組合が最初に有つて居つたと同じ出產力を有つて居るならば、あどの方の場合に比べると三萬八千人位まだ餘計に子供が生れて居る筈であります、所が出產率が減じて仕舞つた爲めに二十四年間にさういふ稟質の良い人間が三萬八千人失はれたといふ結果になつて居るのであります、此二つの組合だけを取つて見ても斯る損失があつたのであります、全英國の友愛組合の數は多いのでありますから、全體の失ふ所は随分數多いと云はなければならぬ、さういふやうな優良なる組合の間に出來た子供は恐く稟質が優良であつて、役に立つと思ひしに、出產率減退の爲めにさう云ふ子孫が減じたのは大變惜いことであると之を調べた人は言つて居ります。(未完)

資 料

答 刑 に 就 て

朝鮮司法部監獄課

一、答刑の沿革

答刑は答を以て犯人の臀を打ち、單純なる痛苦を與へ、以て之を膺懲する所謂體刑の一種にして、朝鮮に於ては久しく行はれ、現行答刑制度に追ふ。今之を世界に於ける沿革に徴するに、其の最古く行はれたるは支那にして、舜の時既に鞭刑(此の時代に於ては所謂懲戒刑にして、一般的刑罰に非ずと説く學者あり)を以て官吏の非違を正し漢の高祖は秦の嚴刑を緩和せむが爲に之を採用したるも、其の數三百乃至五百の多きと、其の執行方法の峻烈なりしが爲、執行中往々死を來したるより、景帝に至りて稍之を輕減したり。其の後時に興廢ありしも唐、明、清の諸律に於ては、何れも五刑の一たる位置を占め、支那の新刑法に於ては一旦之を廢したるも、最近更に復活したり。我國に於ては初め大寶律令に於て唐制に模倣して、答刑を以て五刑の一に加へたるも、後世政權の武門に歸するや、鎌倉幕府は禁獄を以て之に代へ、應仁以後に於ては亂世重典の例に漏れず、夫の武田氏の釜煎、織田氏の鋸挽の如く、刑罰峻嚴を極め答

資 料

料

刑は殆んど其の適用を見ざりしが如し。徳川幕府に至りて刑罰組織を整頓し、彼の御定書百箇條中所謂蔽の刑名の下に横領、詐欺、賭博、屋外竊盜、賊物罪、虚偽の申告等の犯罪に對し之を科せり。維新後假刑、新律綱領、改定律令に於ても尙之を存続したりしが、明治十五年舊刑法の施行に依りて全く廢止せられ、唯臺灣、關東州及朝鮮の各殖民地に於て之を採用せるのみなり。

英國に於ては十七世紀以前より之を用ひたりしが、十八世紀の初葉に於て、僧侶等に對する適用を廢して追放に代へ、更に千八百二十年婦女に對する適用を全廢して、其の範を縮小したるも、千八百六十三年の辻強盜法に於ては、懲役の附加刑として之を採用し、其の後多少の變遷を経て今日に迫り、現に改悛不能と認定せられたる惡漢、君主に對する危害罪を犯したる者、強盜罪を犯したる男成年者及賊盜律、對人犯律、故意加害律等に於ける男幼年犯罪者に對し之を科し、近時代の幼上緬甸及亞弗利加の大部分に於ては、其の土人たるを問はず、齊しく之を科せり。

佛國に於ては千六百七十年の刑事令に於て之を認め、其後之が適用の範圍を擴張したるも、十八世紀の末葉革命時代に於て之を全廢せり。

奧國に於ては千七百八十七年の法律に於て之を認め、千八百四十八年之を廢し、其の後五年にして一旦之を復活したるも、千八百六十七年再び之を廢せり。

露國に於ても夙に答刑の制度を認めたるも、千八百六十三年頃之を廢止し、唯浮浪者等に對する取

締罰としてのみ存続したりしが是亦千九百四年全く廢止せられたり。

獨國に於ては千七百九十四年、普魯西の普通國法に於て當時慘酷なりし自由刑の執行を緩和せむが爲に、笞刑を認めたるに始まり、其の後取締罰として警察犯者にも適用し、或は又刑罰加重の趣旨に於て重罪犯者に附加したりしが、千八百四十八年之を全廢せり。唯聯邦中の數監獄に於て懲罰の一種として殘存するのみ。然れども亞弗利加に於けるカメルン、トーゴ諸島の獨逸殖民地に於ては、現に笞刑の制度を實行せり。

丁抹に於ては千八百六十六年の刑法に於ては、幼年犯罪者に對して廣く笞刑を認め、更に千九百五年の法律に於て暴行罪殊に傷害殺人の如き狂暴なる犯罪者及十二歳以下の幼女に對して姦淫罪を犯したる者に之を科するに至れり。

北米合衆國に於ては、デラウエア州は千八百六十五年よりオレゴン州は千九百五年より、各州刑法に於て笞刑を認めたり。コロンビア州に於ては、笞刑法案を其の州議會に提出したるも通過するに至らず。

二、刑罰組織上に於ける笞刑の地位

昔時刑罰組織の發達せざる時代に於て、笞刑の如き執行の簡易にして、單純なる體刑の先づ採用せられたるは、敢て怪むに足らず。後世或は慘酷なる刑罰を緩和せむが爲に、或は又狂暴なる犯罪に對する刑罰を加重せむが爲に、獨立刑として又は附加刑として漸次其の適用の範圍を擴張せられ、

他の體刑と共に十八世紀の末葉に至る迄、刑罰組織上重要な地位を占めたりしも、漸く刑罰濫用の弊を生じ、笞刑の執行亦慘酷に流れたる結果、漸く世論の焦點と爲り、且一面監獄改良運動熾烈を極め、自由刑の發達するに伴ひ、人の肉體を傷害する刑罰先づ消滅し、笞刑の如き肉體に一時の苦痛を與ふる膺懲的刑罰も亦漸く其の適用を縮小するに至れり。殊に佛國數次の革命は、人種尊重の問題を提唱し、當時笞刑の如きは人權を蹂躪するものなりとの思想を以て、佛國最先に之を全廢し、歐洲大陸亦此の思潮の影響を受け、各國相亞で之を廢止し、其の母國と同化主義を採れる殖民法律に於ても亦之を認めざるに至れり。我舊刑法の如き亦佛國刑法に則り、全然從來の笞刑を廢止せり。然り而して世界に於ける刑法典は、學者の統計に依れば約五十有四(北米合衆國の各州獨逸の聯邦の刑法を各箇に計算する)の多數を有するも、其笞刑を認むるもの極めて少きに至れるに徴すれば、刑罰組織上に於ける笞刑勢力の凋落を察知するを得べし。之れ主として笞刑は蠻刑にして、人權を蹂躪する甚しきものなりとの思想に基くと雖、凡そ刑罰は生命刑たるも、自由刑たるも、財産刑たるも將又名譽刑たるもを問はず、人の權利自由を制限せずして行はるべきにあらず。刑罰の本旨は寧ろ論者の所謂人權蹂躪に在りて存す。笞刑を以て蠻刑なりと爲すは、其の執行方法が動物制御に彷彿たるも、科罰の苦痛が人の肉體に直接的、現實的に及ぶとに在るが如しと雖、自由刑の執行場が恰も動物園に類し、其の被拘禁者の身心に與ふる痛苦は、敢て體刑の痛苦に譲らざるものあるを觀ば、笞刑は蠻刑なり、人權を蹂躪するものなりとして、一概に之を排斥するを得ざるべし。一國刑罰組織の要は

唯一に其の國情に鑑み、犯罪の豫防、鎮滅に付最も有效適切なる方法を發見するにあらむのみ。要するに笞刑排斥は、革命時代に於ける人權尊重の思想に因はれたる一時的現象にして、決して合理的のものにあらず。宜なる哉英國に於ては、依然之を存續して其の成績の可なるを疑はず。獨逸に於ては千八百七十九年判事ミツテルスワット氏自由刑反對論を著はし自由刑の缺陷を攻撃し、笞杖刑の採用すべきを論じたり。當時學者の之に耳を傾くる者少かりしが、現今に於ては多數の賛成者を得、千九百年に於ては遂に獨逸帝國議會の一問題たりしが、未だ多數の賛成なかりしも、同年の普國下院に於ては、大多數を以て其の正當なるを認めたり。丁抹に於ける千九百五年の笞刑令は、其施行の初に於て成績の良好なるを發表したり。最近世界刑法の新傾向は、窮窟なる議論を避け、實益ある取締方法を増加するの趨勢にして、現今の刑政家中には、狂暴なる犯罪者、勞働嫌忌者、少年浮浪者等に對しては、笞刑を科すべしと要求する者あり。即前世紀に於て殆んど消滅に瀕したる笞刑は、再び漸く勃興の機運に嚮ひつゝありと謂ふを得べく、其の適用の範圍は未だ昔日の如く廣からずと雖、刑罰組織上漸次其の地歩を挽回すべきは、蓋し疑を存せざる所なり。

三、朝鮮に於ける笞刑の現狀

朝鮮に於ける笞刑の現狀を叙するに當り、先づ李朝笞刑の變遷に付摘述するの要あり。太祖李成桂は國を創むるに當り、禮は開元を用ひ、律は即ち明律を用ゐたり。其の後經國原典以下、大典會通に至る律令の編纂、頒布せられたること一再ならずと雖、一に明律の範疇を脱することなく、唯其

の民情に適應せむが爲、時に一部の改廢を加へたるに過ぎざりしを以て、明律は常に李朝の國初に於て尊重せられたるのみならず、其の五百年を通じて適用せられたりと謂ふを得べく、從て笞刑は五刑の一として、輕微なる犯罪に對して廣く適用せられたり。尤も前記諸法典に於ける刑名上の笞刑は其の適用範圍比較的廣からずと雖、杖刑の適用は頗る廣かりしなり。而して笞と杖との區別は刑具に於て同じく荆條を用ゐ、長さを等しくしたるも、唯大小頭經に於て杖は、笞より大なるを、刑量に於て笞は十より五十に至る五等なるに、杖は六十より百に至る五等なるとの差のみにして、其の執行方法等同一なり。即我德川時代に於て蔽の輕きは五十、重きは百なりしと同一の觀念と看做し、茲に齊しく笞刑として之を論ずるものなり。

李朝の末期に於て刑法大全を編纂實施し、大典會通を廢止せり。此の新法典に於ては其の刑罰を、死、流、役、禁獄、笞の五種とし、杖なる刑名を削除したるも、笞は十より百に至る十等に擴張せられたるにより、實際に於ては刑名の併合に過ぎず。而して笞刑を適用すべき範圍は、極めて廣きものあり。素より法制の發達せざりし舊韓國時代の法典なるが故に、近世刑法典の立法例に於て多く見ざる所の、官吏の職務懈怠に對する懲戒罰、度量衡又は街路に關する取締罰等、特別法規の規定に讓るべき罰則をも網羅したるより、其の律例二編三百五十餘箇條中、笞刑を適用し得べき正條は、實に一百數箇條を數へ、其の罪質亦總括的罪名の下に於て約五十種の多きを算し、適用範圍の廣きは單り罪質關係に止まらず、年の老幼なると、性の男女なると將た又身分の臣庶なるとを問はざり

しなり。但此等受刑者に對しては、舊律と同じく一齊に之が收贖を許したり。

明治四十三年八月二十九日帝國は、韓國を併合したるも、刑法大全は同年制令第一號に依り、朝鮮人に對しては依然効力を有したりしが、民刑諸法典の漸次整頓するに伴ひ、明治四十五年三月制令第一號刑事令を發布し、同月末日限り刑法大全(一部刑事に對する規定)を廢止したる結果、朝鮮の事情に適應せむが爲、同時に制令第一三號朝鮮答刑令を發布し、答刑に關する制度の内容を改めて、尙之を存續することとせり。現行の制度即是なり。

現行答刑令に依れば、其の第一條及第二條に於て

一、三圓以下の懲役又は拘留に處すべき者は其の情狀に依り答刑に處することを得。

二、百圓以下の罰金又は科料に處すべき者にして一、朝鮮内に一定の住所を有せざる者又は二、無資産なりと認めたるときは其の情狀に依り答刑に處することを得。

と規定し、一般の犯罪に對し輕き處分を爲す場合に於て、情狀に依り之を適用することとし、刑法大全に於けるが如く、罪質に依り犯罪者の身分、性格、犯情等の如何を顧慮することなく、一律に科刑するの弊を除き、且婦女並十六歳以下六十歳以上の老、幼者に對しては、之を科せざることにせるのみならず、刑具の制式、執行方法等に付詳密なる補助法規を制定し、以て執行の公平と、確實を圖り且身神の障礙に因る執行の猶豫及免除の制を開き、行刑の適正を期する等從來の制度に比し著しく改善する所あり。而して現制實施以來答刑の適用は、逐年増加の傾向に在り。

今統計に依り之を示せば左の如し。(未完)

譚 叢

○思潮

本欄は監獄局長を中心として、毎月監獄協會にて開かれる、時習會の談話若くは談論中の概要を掲げ、以て聊か時代思潮の一斑を地方會員に紹介せんとするもの也、真に之れ概略に過ぎざれば、其趣旨を盡すに於て敢て遺憾なしと云はず、文責一に記者に在り讀者幸に之を諒せられん事を。(編者)

近時成金思想が段々挑發されて、青年學生などが之が爲めに、不真面目なる射倖心を起し來つたとは非常である、此不健全な彼等の志望が今後の社會に齎す惡影響こそ真に慄るべきものでないかとは、開會第一の話題であつた、左なきだに此節の犯罪増加殊に少年犯罪者の發生の夥きは、内外國一般の趨勢とも云ふべきであつて、現に英米の如

きは尤も此問題に悩まされつゝある始末だとも云ふ、故に之が發生と防止の研究は、今や緊急中の緊急問題として、彼英米にても取扱はれ我邦にても亦同様の狀勢に迫つて來た、之に對し監獄局長の説かるゝ所は左の如くである。

現今の如き社會民心の不良の傾向あるに際會しては、刑事政策上何を以て一番 急務と爲すかと云ふに就て、色々の説もあるけれども先づ諸興業並に出版物の取締を嚴にし、之に全力を注ぐが其尤も當を得たるものであらう、一體犯罪は多く模倣からと云ふのが事實である、之は最近の調査に千件以上も之に原因するものゝあるに徴しても解る、即ち此驚くべき數字が悉く活動寫眞のデゴマの如き、若くは之に類するものの爲めに暗示を受けたるものとすれば、之は實に由々敷事と云はねばならぬ、西洋の如きも

矢張其通りであつて、今や不良少年の増加は決して少々の割合でない云ふ、之を戦前に比して獨佛米の如きは二三割も殖へ、殊に倫敦に至つては五割も増したと云ふので、タイムズ新聞などは大に警告を與へ防遏の急を叫んで居る位である、が未だ其原因の調べも着かず從て適當の防遏法も立たぬと云ふ有様に見へる、然かし多くの人は斯う云つて居る、此原因は多くの父兄が出征し左なくも軍務多忙の爲めに、其監督の任に當る者が其子女を顧るの遑まがないからと、今一は所謂戦争気分なるものが、一般の少年子弟の心を自然に、放埒と殺伐に導く爲めである、之は誰にもそうありそうに考へられるが、尙ほ之に加へて成金思想の如きも必ず其因とならないとはあるまい、現に我邦の如きは尤も茲に悪影響のあるとは、争へぬ事實であると思ふ。

然るに此頃米國にて多年の経験に富みたる、

某感化院長が親く研究して發表せる結果によれば、單に以上の二點に原因を歸するは當らぬやうである、即ち彼の言ふ所にては、米國の少年犯罪發生の實況は、敢て戦争前に比して別段變りがないと云ふのである、して見ると此一事で以て其原因は必ず以上二點の外にあらねばならぬとが解る、されば何れにあるか問題は未だ残つて居る譯だから、更に研究を進めねばならぬ、之に就て米國の専門家有識者間の議論は盛んに戦はれつゝあるが、先づ新聞雜誌諸興業物が尤も犯罪誘因中の大なるものとするのが、多いやうで且つ甚だ有力のやうである、而して米國は現に此説に由りて餘程嚴重に此等のものを取締るやうであるけれども、それでも物質文明の勢力強く其餘弊の盛んなのには、流石の米國も如何共すべからざるものありと見へて、其惡風潮の爲めに見す／＼少年子弟は墮落の餘儀なき運命に囚はれざるを得ざる實況に察せらるゝの

である。

要するに某感化院長の説は根據があるので、大に首肯せらるゝ點が尠くない、即ち犯罪最大の誘因は正さに社會にある、社會の惡風潮、他の言葉で云へば社會的犯罪、心理に接觸する時、模倣性の盛んなる少年子弟は到底之に釣込まれざる譯には行かぬ事實を明かにしたのであつて而して此社會的誘因の力に對しては家庭の力を以てするも學校の力を以てするも、到底及ぶべきでない云ふのである、是に於て乎自分も是迄の一疑惑を聊か解き得た感じがする、开は外でない即ち彼の人にして斯子あるか、若くは彼の家庭彼の學校にして斯人を出すかと、是迄屢々相當の階級にある人の家庭より不良兒を出す事實を見て不可解に堪へなかつたのだが、今此感化院長の研究の結果よりすれば、如何にも意外なる不良兒を見るに至る所以の理由が存するのである、故に自分は我日本に於ても之は時節柄

頗る參考となるべき事柄だと思ふから、之を廣く紹介して注意を呼びたいと思つて居る。

又た「ロンブローゾ」其他の専門家の説に由つて見ても、戦争中に生れたり受胎したるものに犯罪人が多いと云つて居るが之も道理あることだと思はれる、何となれば戦争が一般に殺伐の氣風を起させ、又たは不道德の念を増させることは争へぬ事實だからである、之も大方戦争気分でも云ふべき一種の社會風潮を造くる譯であらう、して又之が所謂有力なる犯罪誘因となるのである、今此慄るべき戦争気分即ち犯罪誘因が、我日本の津々浦々に至迄磅礴として充滿するのを見ては、誰か前途に憂患なきを得やう此際我邦の經世家たらん者は大に考慮すべき秋かと思ふ、然るに我邦今日の實況を見るに、以上述ぶる如き社會事情は兎角に閑却されて、唯犯人の個性とか家庭とか若くは學校の教育如何と云ふ様なものに、其原因を歸せんとする風

がある、甚きは教育家は之を家庭に嫁し、家庭は又之を學校に嫁せんとして、互に回避せんとする陋態も見へないでない、斯くて互に氣を揉み合つて各々及ぶ限りの力を盡しては居るもの、开は矢張未だ急所に觸れない憾みがあると云はねばならぬ、何となれば論より證據、少年犯罪者が遠慮なく發生する、目下の狀況が之を説明して居るからである。

然れば今後當面の防止策としては、先づ社會を改善することを眼目に置き、其爲めには社會教育を盛んにして風教を正ふし、而して一面には又劣悪なる興業物並に不健全なる印刷物の取締を嚴にするに全力を注ぎ、以て凡ての模倣から救はれる所の政策を厲行するが、尤も急所に觸れたるものと云ふべきであらう、だから米國邊でも此に着眼して、社會を改善せん爲めに努力する有様と云つたら、それは又想像の外であつて生溫き我邦のやり方杯の到底追付く所で

はない、我邦の今日の如き更に徹底的に此邊の政策が行はれぬのは、是は洵に憂ふべきである、それと云ふのも畢竟社會に漫々たる所の時代風潮は凡ての物を化すと云ふ、恐ろしき勢力の伏在するに氣付かない爲めであつて、言はば眼識の未だ幼稚なるに由ると云ふ外はない。之に就て思ひ起される一事は、福澤諭吉先生が會て京都に大學を置かんとする議に反對して曰はるゝに、京都の地は決して政治法律を學ばしむる爲めに大學を置く所でない、彼地は美術を教ゆるに適する所である、政法科の如き社會的活動の人物を養成するには、矢張時代風潮に尤も觸れ易き地を以てせなければ、有用の人物は出るものでないと、流石は福澤先生也、如何に社會其物が人材養成に影響するかを見るの眼、矩の如きものありと云ふべきでなからうか、此邊の理合かと云ふても社會改良はどうしても犯罪防止の第一歩たると思ふ、今日の

場合に學校にて二宮尊徳先生の爪の垢的の儉約論や、錢屋五兵衛の出世談などの説法位で、それで以て學生の精神を養ふの徳性を高めやうの、云つて見た所で迭ても追付くものでない、何と云つても現代の風潮例へば山本某の成金談や三井の賞與金談に疎れたる彼等には、矢張其れ相應に現代的に印象の強きものを以て望まなければ、所詮駄目であることを知らねばならぬ、して兎にも角にも今日は先づ政策上より風規の取締を嚴にして社會の改善を謀り、而して其風潮を善導せねばならぬ、實に急迫なる破目に落されつゝあるを、呉々も我邦經世家たる人々に覺知して貰ひたいものである。

是より局長は米國に於ける監獄協會に就て、語り且つ同國の行刑上の人氣問題とも云ふべき、オーズボン氏主張の自治制の行刑法に對する論説は、大に參考すべきものがあると云ふので、大要左の如く説かれた。

米國の監獄協會と云ふのは一千八百七十年（今より五十七年前）に創立せられ、會員は重みに各州に散在する斯道關係の官公吏より成り、毎年一回聯合大會は轉々して彼地此地に開くことなつて居る、即ち米國にては此聯合大會の事を監獄協會とは稱し居るものゝやうである、して此會にては刑事思想の普及を圖ると云ふのが、其重なる目的らしく故に其會期中は晝間に於て皆分擔して夫々協議調査などやるが、夜は必ず公開演説を爲して公衆に聽かせることにして居る。

聯合會は常に四部に分たれ、第一部は刑事法律の改正等第二部は犯罪研究並に之が救済第三部は監獄感化院の實務研究第四部は免囚保護や保護視察員等の事を取扱ひ、中には又典獄教誨師醫師並に保護主任の分擔協議とも云ふべき部分もある、斯くは彼等は兎に角根本的には法制の改良を企圖し、之を各州に實行せしめんとす

るので、我協會などは全然其働きを異にして居る、其有効なる動振に至つては佛國のそれと殆んど同様だが、唯だ彼は多く民間の人士を以て組織せられ居るし、之は重にも役人を以て成立ち居る位の違ひである、が米國のは毎會七八百人から千人程の大勢が、參集して活潑にやるので其有様は實に盛んなものゝやうに察せられる。

昨年はニューオーレヤン州で第五十七回聯合會が開かれたのであつた、此時の模様を見ると、今は戰時であれば此場合監獄の囚人を如何に利用すべきかと云ふのが、大問題であつたらしい然るに從來囚徒の製作品は内外品共之を米國民に賣ると能はず、之が即ち米國の特色であつたので、現に先年我邦監獄製の花筵の事に關して照會し來つた事もある、處が今度の如き非常な國難に出會ふては、舊法を墨守するが如き之等は事情が最早許さなくなつたのであるから、今

回は從來の規則を廢止して、大に軍需品を造らしたり又は其他の事に利用するをせなければならぬと云ふ議論が尤も盛んであつた事が見えて居る、殊に從來海軍々人には前科者は採用せぬとになつて居たけれども、之も宜しく改正して凡て用ゆるにすべしとの議論が尤も優勢であつて、之には何人も異論はなかつたやうである尙又今日の場合であるから、是迄作業の振はざりし所も大に之が振興を圖り、且つ請負業の如き利益の擧らざるものは之を官司業に移して盛んにやるべきが、今日の急務だと云ふとに多くの人の意見が一致したやうである。

次に八釜敷論議せられたのが即ちモットオスボンの自治制行刑の事である、實に之は同國に於ける近來の景氣問題とも云ふべく、之が爲めに其制を布きたるシンシン監獄は殆んど見物場所の一となつたやの觀があるとの事である、思ふに此問題も應て世界の行刑法に大なる影響

を及ぼさずでは濟まぬものゝやうだが、それ丈に亦た賛否何れにも多くの議論があり、容易に決せないだらうが然かし非常に識者の注意を惹きたるは事實である、だから此會でも色々の説が出で居る譯であつて先づ之を概観すればミツブル、オフ、ザロッド即ち中庸を執つて行かねばならぬと云ふのが來會者の多數の意見のやうに思はれる、就中或る論者は巧妙なる辭令を以て稍や批評的に論じて居るが、之は尤も痛快に讀まれた、そして其表題が面白い、ザオールド、イン、ニユウ、其心は自治制の行刑法とて別に新しいと云ふ程のものにあらず、既に左様の事は古くから行はれて居る事なれば左程珍しがるにも及ぶまいと云つたやうな譯で、全然賛成もしないが亦敢て反對もしない、詰り中庸を執つて行くべしと諷したものだと思はれる、以上二點が該會の大問題であつたので之が爲めに輿論を喚起し且つ之を導くに、大なる効果のあつたとは推

察するに難からぬ所である、そして之は昨年十一月の事であつた。

統計

統計

大正七年一月中入出監並月末在監人員

(△ハ減)

受刑者	入監	出監	現員	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
五、五八六	三、七三四	四、一九九	五、一一一	五、五八六	四、七、八六二	△四六五	三、二五九
刑事被告人	四、〇五八	四、〇三三	三、七八四	四、〇三七	三、七五一	△二四九	五五六
勞務場留置者	五三三	四三一	五五三	四一一	五三三	△一二二	△一二四
乳兒	三二	一四	一五	三一	三二	△一	△一
總計	五三、九六二	七、七三三	八、〇四四	五三、六五一	五三、九六二	△三一	三、五三二
女	二、二四七	四七九	五〇七	二、二一九	二、二四七	△二八	一五八
男	五六、二〇九	八、二二二	八、五五一	五五、八七〇	五六、二〇九	△三三九	三、六九〇

備考 內朝鮮人受刑者男四七人刑事被告人男三人アリ
X印ハ逃亡犯人引渡條例ニ依ル拘禁者並ニ外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法ニ依ル拘禁者ナリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支國名	受刑者	刑事被告人	計
那	二七	六	三三
女男			一

統計

北米合衆國	亞細亞	獨逸	露西	總計
男	男	男	男	男
四	八	一	三九	一五
女	一	二	三	一
計	七	一	四二	五〇

大正七年一月末在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	合計
小菅	男 一、二〇元	女 一、二〇元	男 一、二〇元	女 一、二〇元	男 一、二〇元
東京	男 一、二七	女 一、二七	男 一、二七	女 一、二七	男 一、二七
豐多	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六
栗原	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六
横濱	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六
浦和	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六
前橋	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六
千葉	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六
水戸	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六
宇都宮	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六
長野	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六
野宮	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六	女 一、二六	男 一、二六

[illegible]

大正七年一月末日現在在監受刑者罪名表

(△入減)

[illegible]

大正七年一月末日現在受刑者刑名表

(△八減)

前次

寄書

統計に現はれたる各監獄の成績

監獄局 藤井 藤藏

第十八監獄統計年報(大正五年)は、客臘二十日付を以て發行せられたり。就て見るに表數百二十九、頁數四〇〇に達する浩瀚の美書にして、調査精を究め、印刷の鮮明にして體裁の佳なる、洵に他に誇るに足るべく、通覽するに従て當事者が如何に心力を盡されたるかを想像するに難からぬのである。一面亦斯る完全の一統計書を編纂せんが爲め、國庫が幾何の費用を支出せざるを得んかと云ふことに想到しなければならぬのである。勿論正確なる數字を得ることは出來ないけれども、本省及び各監獄統計主務者の俸給、諸用紙又は印刷費等を見るときは、少くとも一冊の價は七八十圓を降らぬことと信せらるゝのである。想へ茲に到れ

ば此貴重なる統計書の配付を受けられたる者は、決して迂闊に看過し去ることは出來ないので、否必ずや之を顧問とし、將た之を磁針盤として刑事、社會の改善策に利用されつゝあるは勿論、各監獄に於ても彼我の成績比較對照し、之に依て更に獄務の進歩發達を企畫さるゝ事あるは、吾人の確信して疑はぬのである。吾人が此際斯る表題の下に記述せんとするのは、甚だ潜越であるが、其主眼とする所は、要するに該統計書なる者は部數に制限あり、従つて之を接受せらるゝ人々も要路の諸賢に限らるゝのであつて、爾餘多數の僚友諸君は之を閱覽せらるゝ機會が少いのと、又該統計書の各部を通覽し、各人が之を集計し又は之に關聯したる事項を調査して、比較對照する事の繁雜なるに思ひ及ばし、其要部を集抄し、以て成績の一端を報道したいと思ふに外ならぬのである。

一、累犯新受刑者の減少

世人動もすれば、累犯者の數多きを見て、直に

行刑の不徹底を唱へ、獄政の不振を斷言せんとす

ることあるは、甚だ遺憾の次第である。之れ畢竟犯罪問題に對し全局に通じないからであつて、事實は決して累犯者の數は増加して居ないので、寧ろ遞減の實況である。其原因は一にして止まらないであらうが、主なるものは監獄に於ける教化改遷の効實が、釋放後に於ける保護扶掖の實績と相待て、逐年累犯者の減少を現はしつゝあることは何人も否定し得ざる事實であると思ふ。即ち新受刑者中の累犯者に付各前年との比較を見るに、大正五年は大正四年に比し二百四十六人減じ、大正四年は大正三年に比し八十七人減じ、大正三年は大正二年に比し僅に四十人増加したるも、其前年たる大正二年は大正元年(明治四十五年)に比し

六百二十七人減少して居るのである。

茲に注意すべきことは、初犯新受刑者の數が年々著しく減少を示しつゝあることである。且減率は決して累犯者の比にあらずして、毎年千人乃至二千人づゝ減少を示し居る實況である。初犯者が此の如き趨勢で以て遞減する所以は、監獄に於ける刑罰執行が摯實であつて、所謂一般豫防の目的に適ひたることも没却することの出來ない事實であるかも知れないが、夫れ以外に大原因のあることを忘れてはならぬ。それは起訴猶豫の勵行であると思ふ。其事は次項に於て説明することとし、今茲に最近五ヶ年間に於ける新受刑者の犯數別並に各前年に對する増減狀況を調査して其比較を擧ぐることにする、即ち左の通りである。

新受刑者犯數別累年比較

新受刑者犯數別

前年に對する増減

年次	初犯	累犯	合計	初犯	累犯	合計
大正五年	二五、二五四	一六、九二八	四二、一八二	減一、〇八八	減二四六	減一、三三四

同四年	二六、三四二	一七、一七四	四三、五一六	減一、八九九	減	八七	減一、九八六
同三年	二八、二四一	一七、二六一	四五、五〇二	減六、一五六	増	四〇	減六、一一六
同二年	三四、三九七	一七、二二一	五一、六一八	減一、九九四	減	六二七	減二、六二一
同元年	三六、三九一	一七、八四八	五四、二三九				
明治四十五年							

前表の如く新受刑者は逐年減少を示し、就中初犯者は著しく減少を現はせるも、累犯者は其割合に低減しないのである。夫れが即ち累犯者の率が増加の傾きとなるのであるから世人動もすれば監獄行刑の效實を云爲することとなるのである。然れども、前述の如く、累犯者の實数は寧ろ逐年遞減を示しつゝあるので、結局初犯新受刑者の減率に伴はないと云ふに過ぎないのである。然らば初犯新受刑者の減少原因那邊にあるかと云ふことを究めなければならぬのである。

二、初犯者減少原因

新受刑者は年々減少の趨勢にして、就中初犯者の數著しく遞減の傾向なるは、其因て來る所複雑多様であつて、輕斷を許さないものであるが、吾人

は其主要なる原因と認むべきは起訴猶豫の反影であると信するのである。起訴猶豫は言ふ迄もなく既に犯罪成立すと認められたる場合に、之に刑を行ふよりも行はずして將來を警戒することが刑政上得策なりと信じたる際、檢事の爲すべき處分である。其効果が顯著なると同時に、其處分件數も年々逐ふに従がつて著しく増加して來たのである而して起訴猶豫の處分を施すに就ては勿論犯人の性格、犯罪の情狀、社會の情勢其他諸般の事項を考慮せられ、或る條件が具備するに於て、始めて此措置を採らるのであると思ふから、敢て犯數の多寡に拘泥すべき問題でないことは言ふ迄もないのである。然れども出獄後尙改悛せず、五年以内に犯罪する所謂累犯者の如きは、其性格に於て

既に缺如し居るのみならず、政策上斯る犯人に對し將來の警戒に止め置き刑を加へざるが如きは一考すべき事柄であつて、若し之れあるとするも其數は極めて僅少であることが想像し得らるゝのである。然らば起訴猶豫の處分を受くべき者は主として初犯者であつて、即ち起訴猶豫の處分を受くる者の増加に連れ、夫れ丈け初犯新受刑者の減少することに歸着するのである。

偕て然らば、起訴猶豫の數が、年々幾何で、又如何なる趨勢を以て増加しつゝあるかと云ふことを知らねばならぬのである。今本省法務局に於て編纂せらるゝ刑事統計年報に就き、最近五ヶ年間の該數を調査して見るに、左表の通りであつて、之に依れば大正五年は七萬五千八百八十二人の多きに達し之を前年に比すれば九千六百七十九人増加し、更に四年前の大正元年に比すれば實に二萬七千五百五十四人の増加を示して居るのである。

起訴猶豫者累年比較

年次	起訴猶豫せられたる者	前年に對する増減
大正五年	七五、八八二	増 九、六七九
同四年	六六、二〇三	減 二、三〇六
同三年	六八、五〇九	増 八、五〇八
同二年	六〇、〇〇一	増 一一、二七三
大正元年	四八、七二八	
明治四十五年		

(備考) 刑の執行猶豫者—大正五年七、〇五五—大正四年六、七七四—大正三年七、〇四八—大正二年九、四二八

三、犯罪事件の増加

新受刑者は遞次減少の狀況なること既に述べたり。之れ犯罪事件の減少したるに因るか、否、事實は全く反對であつて、犯罪軍は依然として跋扈を態にし、其數も年と共に増加を示して居るのである。只刑事政策上、起訴猶豫若くは刑の執行猶豫の名下に於て刑を行ふべき者の數が減少したと云ふに過ぎないのである。而して此二者の恩典に浴すべきものは、多くは初犯者であることを繰返して置きたいのである。

今犯罪事件増加の趨勢を知らんが爲め刑事統計

年報に就き最近五ヶ年間に於ける全國檢事局が新に受けた捜査事件數を取調べて見るに左表の通りであつて、大正五年は二十九萬を超へ、之を前年に比すれば一萬四千三百二件増加し、更に四年前の大正元年に比すれば實に三萬二千〇四十三件増加を示して居るのである。

檢事局捜査事件々數

年次	新受件數	前年に對する増減
大正五年	二九一、九五六	増 一四三〇二
同四年	二七七、六五四	同 一、二七九
同三年	二七六、三七五	同 四、八九一
同二年	二七一、四八四	同 一、五七一
大正元年	二五九、九一三	
明治四十五年		

四、假出獄の増加と假出獄取消の減少

大正五年中假出獄を許可されたる人員は千八百〇七人(假出獄許可人員月表に依る)であつて、之を前年の千六百六十七人に比すれば、百四十人の増加である。各監獄當事者に於て、一受刑者に對し假出獄を上申せんとするには、尠からざる苦心

を要するので、常に細心の注意を拂ひ、間斷なく候補者の身分帳を漁つて居るにあらざれば時機を逸する場合がないことも限らないのである。又保護者を撰定するにも適當と認むるまでには、數度の照復を重ねねばならぬことは往々あるので、去ればとて餘り早くより着手して期の至るを待つて居ることも亦弊害の生ずるのであるから、時機を逸せず敏速に且つ最も秘密裡に適當なる措置を採ることは容易の業でなからうと推察せざるを得ないのであります。

由來假出獄を上申すべき範圍に就ては、異論があつて、或人は階級的に賞表の多き者よりせざれば、賞表を附與したることが無意味に終ると唱へ又或人は假令賞表を有せずとも、改悛の狀顯著なるに於ては、犯情刑期等を斟酌し、確實なる保護者を撰定し此措置に出づることも素より當然なりと主張して居る様である。理窟の當否は何れであつても、吾人は成るべく多數の假出獄者を出し、

而して是等の者が出獄後改悛を繼續して正業に従事し苟も假出獄取消ヲウ不祥事の絶無なるを希望するのである。至幸にも年々多數の假出獄者を出し居るに拘らず、之が取消處分を受けたるものは、百人中僅々一人若くは二人に過ぎずして良好なる成績を挙げつゝあると云ふことは、國家の爲め大に慶賀せざるを得ないのである。之れ畢竟、各監獄に於て撰定其宜きを得たるど、一面出獄後に於ける保護機關の漸く普及完實する結果ではあるまいか。

各監獄別假出獄許可並に取扱人員表は前號に於て既に發表されてあるから、再掲の必要はないのであるが、試に大正六年の假出獄許可人員と年末現在受刑者との比例に於て、全國平均假出獄者三、二%に對し、其二倍を超へたる監獄と又平均の半數に達せざる監獄とを調査して見るに左の通りである。

種別	平均數の二倍を超へたる監獄	平均數の半に達せざる監獄
大正六年假出獄許可人員	三六	一〇
同年末現在受刑者	九八	一五
平均數	一一〇	一〇
豊多摩	四五	一九
大分	四八	一〇
松山	四八	一〇
高知	四一	一五
古屋	四一	一五
新名	四一	一五
高知	四一	一五

又左表は大正四年より同六年に至る三ヶ年間に於ける許可人員と當該監獄受刑者一日平均(大正六年は年未現在)人員とを比例し、一ヶ年間の平均人員に付其最多最少より順次各十五監獄を摘出したのである。各監獄共拘禁受刑者の種類が異つて居る所もあるから、假出獄者の多寡により、強ち成績の可否を斷する譯ではないが參考に供して貰ひたいのである。

假出獄許可人員比較

(自大正四年至大正六年、一ヶ年平均)

られ前科も數犯あり監獄生活も大分上手になつて居るものが此寒中の苦痛には大變辟易して再び入獄する様な不心得は起すまいと思ふこの事であり、實に此寒さは彼等にとつて監獄を恐れさせる効果もある様であります。處遇上の根本に就ては私等の申す事では御座いません、衛生上凍傷豫防を目的とするものであります、一面又此種の恩恵をも充分に與へて以て彼等をして益々自己良心の發動に勉めしむる事を得策とするものではないかと思ふのであります。

右は何分其筋の御調査を仰ぐ事に致しまして私は今期當小倉分監に於きまして研究的に凍傷の治療を施しました其結果は豫期して居た程でありませんでしたが先づ相當の成績を擧げ得た積りで居りますから諸先輩の御高評を仰ぎ度いと思ひまして一寸誌上を拜借した次第であります。

私は嘗て「藁灰を水又は唾液にて煉り局部に塗擦するときは約一二回にして如何なる凍傷をも全

治し得るといふ」様な多少誇大に失する話しを耳にした事がありました抑も此藁灰が治療上に乗出したのは菊池博士の藁灰綿帯で有名なものであります、火なき所に煙を見るべからずの諺もあり旁大に實驗心を暖られまして昨年福岡監獄に於ても二三の職員並に私の家族等に試みしました結果は非常に良好でありました、夫れは話しに聞きし通り單に藁灰を水にて煉り局部に塗擦せしめたのであります、是れは福岡監獄の清永看守長君も實驗せられまして一夜にして搔痒疼痛腫脹等全の治したるに驚かれた位であります。

然るに是を受刑者に試用致しました結果は前者程に良好の結果を得る事が出来なかつたのであります、何故の差でありましょふか別段具體的に研究した譯ではありませんが私は是を防寒具と體質とに關係するものと信じます。

前年の冬期はこんな事で過しましたが從來凍傷に使つた種々の藥品よりも確かに此方が偉大な効

力を以て居ると思ひました。それで今期は極めて軽度の凍傷をも見通さず即ち早期に發見治療して片つ端から全治させてやらう全治に至らぬ迄も第二度以上の凍傷を出さぬ事は出来るだらうと内心大なる期待を以て居たのであります、従つて當分監に於ても是迄種々の豫防法を講せられて居た様であります、私は全然止めてしまつて單に手、足、耳等の摩擦を隨時行ふ様にと注意した位であります。

扱て前に申しました通り受刑者の凍傷は豫想外に早く参りました實は何んにも用意が出来て居なかつたのですから早速藁灰の調製に取かゝつて出来上つたのが別表第貳回の検査日即ち十一月七日で御座いまして此十一月七日から治療を初めたのであります。最も今期使用致しました藁灰は初めよく研磨しまして是を五%イヒチオール水で泥状になしたものをを用ゐたのであります。是は私の經驗上單に藁灰のみを泥状にしましたものでは局

部に附着させる事が工合よく行かなかつたから凍傷に有効なもので粘着力のあるものを混和すべしと思つて斯く調製したものであります。又是れを塗擦します上に注意すべきことは餘り強く塗擦しては却つて挫傷を起しますから軽く氣永くやつて局部の温かになるのを程度として居ます（此間約二三分間）

斯くて治療一週間を経過した節參回の検査日即ち十一月十四日に成績を見ますと前回検査日迄の患者總員五十四名の内十五名即ち三十六%の全治者を得たのであります。尙殘りの不治者に於ても自覺症状は殆んど治癒して居る者が多數を占めて居るのであります。

斯くて一週毎に可成調査を遂ぐることにしまして別表の通り一月三十日迄の成績を見ますと初發以來の患者合計四百五十三名の内未治出監者六十八名を除いた三百八十五名に對し二百五十八名即ち六十七%の全治者を出したのであります、此

寄

書

(三五)

全治者	越患	現在患	検査日	新患	未治出監者	全治者	越患	現在患	検査日	新患	未治出監者	全治者	越患	現在患	検査日
1	1	1	二日	1	1	1	1	1	二日	1	1	1	1	1	二日
1	1	1	七日	1	1	1	1	1	七日	1	1	1	1	1	七日
1	1	1	十四日	1	1	1	1	1	十四日	1	1	1	1	1	十四日
1	1	1	廿一日	1	1	1	1	1	廿一日	1	1	1	1	1	廿一日
1	1	1	廿八日	1	1	1	1	1	廿八日	1	1	1	1	1	廿八日
1	1	1	五日	1	1	1	1	1	五日	1	1	1	1	1	五日
1	1	1	十二日	1	1	1	1	1	十二日	1	1	1	1	1	十二日
1	1	1	十九日	1	1	1	1	1	十九日	1	1	1	1	1	十九日
1	1	1	廿六日	1	1	1	1	1	廿六日	1	1	1	1	1	廿六日
1	1	1	一日	1	1	1	1	1	一日	1	1	1	1	1	一日
1	1	1	八日	1	1	1	1	1	八日	1	1	1	1	1	八日
1	1	1	十五日	1	1	1	1	1	十五日	1	1	1	1	1	十五日
1	1	1	廿二日	1	1	1	1	1	廿二日	1	1	1	1	1	廿二日
1	1	1	廿九日	1	1	1	1	1	廿九日	1	1	1	1	1	廿九日
1	1	1	合計	1	1	1	1	1	合計	1	1	1	1	1	合計

裁縫工、麻絲工、髻工、網工併に莫大小工合計の部

全治者百分 比例六五%

炊事夫、耕耘夫、掃除夫、木工、人夫、左官、靴工、洗濯夫其他合計の部

全治者百分 比例六九%

[illegible]

雜 纂

予は看守諸君と語る (十三)

典 獄 有馬 四郎助

我が親愛なる看守諸君、諸君と共に吾人が司獄官たるの職責を全ふせんには、爰に一日も自己の修養なくんばあるべからず、司獄官にして修養なからんか、之を譬ふれば恰かも盲目者が盲目者の手引を爲すに等しく、其危険謂ふべからざる也。是の故に司獄官としては如何に學識に富み、事務の才に長ずると雖ども、若し此修養なき人物ならんには、到底其資格は全備せるものと云ふ能はず何となれば學識才能も修養に由つて、始めて適當なる用を爲すべければ也、見よ羅針盤なき船舶は其機械の如何に完備するあるも、安全に海洋を航する能はずして、遂に坐礁破船の厄を免かれざる

とを、此の如く學識才能に優れたる人と雖ども、其用を爲さざるは勿論、偶々之れあるが爲めに却て其身を害するの實例は、常に吾人の目撃して氣の毒に思ふ所ならずや、然るに其事の管に一身の上止まれば可也、而かも之が爲めに多くの乗員を亡ぼし、又は多くの配下を誤らしむるに至つては、豈に亦た殘酷たらずと云ふを得んや。

修養の特に司獄官に必要なは、之れ何人も口にする所也、今にして是等の説を爲すは、聊か時代後れの嫌ひなきに非ずと雖ども、併しながら深く其意味をも翫味せず、從つて何等の責任を其言ふ所に負はざるの傾向あるに至つては、即ち之れ一時の流行語として取扱ふに過ぎざるものにして其弊や終に時流を銜ふ一種の裝飾語に濫用するに至るなきを保せず、果して然らんには實行の方面は必ずお留守になり、殆んど言行何の交渉なきに至らん、何となれば彼等は唯だ修養は之れ巧みに辭令にさへ用ひなれば、それにて事濟みたるもの

と物爲の觀念に陥れば也、何ぞ夫れ謬まれるの甚しきや、勢ひの駛する所實に斯の如きものあり、豈に懼れざるべけんや、是れ即ち茲に吾人の説ある所以にして、敢て今日の實況を斯く斷定せんとするに非ず、唯だ吾人平素の注意を諸君と共に新たにせんと欲すれば也。

吾人の信する所に由れば、修養は素と終始一貫日常不斷の用語たると同時に、勤行精進の一大主眼にして、決して之を一時の流行語として取扱ふべきに非ず、即ち之を小にしては人の一生を通じて大にしては世の全時代を通じて、終始相離るべからざるものたり、換言すれば之れあるが爲めに、世は進歩し人は進化するを原則とす、故を以て修養は如何なる時と場合とを問はず、常に吾人の身邊に密接の關係を有し、寸時片刻も之を廢すべきに非らざるを、尤も深刻痛切に感得するを要する也、宜哉古人は誨へて人は死して棺を蓋ふ迄學ばざるべからずと云へり、吾人は宜しく此語を承け

て任官の初めより退官の時に至る迄、寸時も其修養を廢すべきに非ず、彼の官職の少く高まり又は多少の經驗をも積めば、直ちに以て卒業顔を爲し更に修養を顧みざるが如き、眞に之れ嗤ふべきの至りにして、斯くては其人の一身上の損失は勿論延いては公務上の不利益となると、其弊何なるを知るべからざる也。

夫れ修養は如何にして能く吾人に實行せらるべきか、是は考慮一番すべき最先の要點たらざるべからず、世には修養々々として唯だ他働的に注入せらるゝを以て、事足れりとする者尠なきに非らざるが如し、抑も今日に於て修養の言葉繁きに引換へ、其實の見るべきものは如何と云ふに、蓋し其原因一二にして足らざるべしと雖ども、修養の他働的なるが如きは、恐らくは其理由中最大のものたらずんばあらざる也、是に於て乎吾人の提言せんと欲するものは、先づ内省の一事なりとす凡そ内省の先立たざる修養程苑てにならぬものは

春寒獨語 (二)

霜

翰

非ざる也、畢竟之れ自働自發に基かずして、唯だ附和雷同的に出るが爲めなれば、其實の無きも亦た當然なるべし、さらば修養をして實あらしめんには、必ずや先づ内省を嚴にし以て己が職分の大切なるを理解し、虔み謙りて己が克く其任に堪へ得るや否を、精密に自問自答する所あらざるべからず、而して尸位素餐の誹を免かれ得るや否を鑑み、小心翼翼として當其職責を空ふせざらんとを是れ處るゝの態度あるに及んで、茲に始めて修養の必要を切實に感するに至る也、斯くて自奮自勵進んで修養を努むる者あれば、是れ社員の修養にして其實効の顯はれるも、亦た寔に必然の事と云ざるべからず。

吾人は是等の點に就き諸君と共に、今一段の考慮を費やすの、今日に於て必ずしも無用の業に非らざるを信じて疑はざる者也。

□能率増進

のこと漸く正に實際的研究に入らんとす、能率の主眼とするところは最少の努力、時間、費用の三者に依り、最大の効果を擧げんとするにあり、之を工業に適用すべく、農事に應用すべく社會百般の事務に施して以て最善を期するにあり。

執務者能率の増進に就ては、上司に於て常に其部下の勤務を視察し精勤者に對する昇進、優良者に對する褒賞を適當にし、努めて人才登用の道を開くは、能率増進上の最大要義なるは勿論適材を適所に配置するを以て尤も意義ある經營の方法とす、而して又汎百の執務に付き、就中部下の努力と成績とを仔細に甄別せざるべからず蓋成績の好良は多く努力の結果に依るべしと雖も常に必ずしも然らず、各其分に應じ奮闘努力

するも未だ容易に良成績を擧げ得ざるものあり故に其成績と努力とは能くこれを審査甄別し、努力を要するの業には努力者を就かしめ、成績を要するの事務には成績者を配すべし、賢者は多く成績を擧げ、愚者は徒に努力す、其運用の妙諦こそ適材を適所に配するものと云ふべし、部下の能率増進に就ては、主として責任尊重の念を厚からしめ、其擔任の事務に對する趣味と研究心を深からしむるを以て最大要義なりと信ず。

□大悟徹底

莊子將に死せんとす、弟子厚く之を葬むらんと欲す、莊子曰く、吾れ天地を以て棺槨となし、日月を連壁と爲し、星辰を珠璣と爲し、萬物を齎送と爲す、吾が葬具豈備はらざらんや、何を以て此に加へん、弟子曰く、吾れ恐らくは鳥鳶の夫子を食はんことを、莊子曰く、上に在れば鳥鳶の食となり、下に在れば螻蟻の食と爲る、彼を奪つて此に與ふ何を其れ偏なる

や、不平を以て平にせんとすれば其平や平ならず、不徹を以て徹せんとすればを徹や徹ならずと、講釋師之れを解して曰く、お前死んでも墓へは遣らぬ焼て粉にして酒で飲む、是之れ謂なりとまことに大平樂なり、蓋遺言に依り生花放鳥御寄贈の義を堅く御辭退申上げ、途中行列を廢し、更に香奠返しの舊儀を止めて其一切の資を慈善救済の事業に寄附するの事は莊子の學說に基けると否とを問はず頗る徹底的なりと云ふべし。

□恐嚇詐言

商人に商賂あり、政治家に政賂あり師團に軍賂あり、僧侶に法便あり、文人に文飾あり、賊盜に三分の理窟あり、然ば則ち警官に警賂を要し檢事に檢策なかるべからざるは勿論なり、犯罪の捜査に恐嚇を用ひ、事件の審理に詐言を構ふと稱し下院に刑事訴訟法改正の聲あり、小魚は一網に打盡せられ、吞舟の魚は物の見事に逸脱す、刑訴法に更に警賂と檢策との追

加を必要とせざるや再考の要あり。

□物價騰貴 して朝には調節令を布かれ、野には野菜を安價に需く慈善市各所に開かるゝに至る、安價生活法識者の間に唱へられて、日用品廉價特賣のこと其筋の實施を見るに至る、洵に慶すべく喜ぶべきの現象なり、蓋窮すれば通ず、新橋に平民食堂なるもの設けられて、山盛のシチウ飯を十錢の廉價に提供し、腰辨の元氣を旺盛ならしむ、若夫れ歩を銀座街道に狂げんか、上戸黨にしたゝか同情せる赤瓢箪なるものあり、潑刺たる刺身に正宗の醇なるものを燗し、午後の二十五錢を出でざる由、予は茲に舌鼓を差控へおごそかに安價生活の實例を擧げ、以て公益に資するの光榮を有す。

物資節約の急務

近來物價の騰貴は、直接國民生活の上に一大打撃を加へ、何等かの方法を講じて之れを調節する

の必要があるのは。何人も疑はぬ處であります。而して物價の騰貴は獨り我が國のみではない。云ふ迄もなく、

□世界的の現象 であります。今日の經濟事情が世界的の關係にある以上、その影響を蒙ることば、蓋し已むを得ざる次第ではあるけれども、而も之れが爲めに國民の生活上に不安を感ずるものがあると思ふれば世界の大勢であるからといふので成行に放任すべきで無い。能ふ限りの方策を講究して救済に努めなくてはならぬのであります。

此點につき政府は當局及び民間に於ても、既に其必要を認め、善後の方法を講じつゝあるやうであります。私には是等の救済と同時に一般國民も亦大に物資の節約に意を用ひんことを切望します。物資の節約といふのは、必ずしも二つのものを一つで辛抱せよといふのではなく、一つのものを二つに有効ならしめることも亦節約であつて、經濟上の原則から申せば寧ろ

□上乘の節約

であります。之を食料品に例へて言へば、吾々日本人の食物は米穀と野菜と魚鳥獸の肉類ですが、穀物野菜は姑らく措き肉類に就て見ると、吾々は必ずしも鳥獸の肉を食はねば保健衛生の目的が達せられぬ譯では無い。魚類でも鳥獸を食すると同様な營養分を取ることが出来ます。魚類が有する蛋白質其の他の養分は、決して魚獸のそれに劣るものではありません。又同じ魚類にしても必ずしも

□鯛や平目

といふ上等の魚ばかりに養分が多いのではなくて、モット下等で、所謂紳士淑女の口に入らぬやうな魚類でも同様に養分があります。極端に云へば、金持の食べる鯛の肉よりは、貧乏人の甜める鯛のアラの方が、却つて多くの養分を有つて居るのです。加之我が國は四面海を環らし、至る處として魚撈の行はれざるなく、魚族の多きと漁獲の多きとは、實に世界有数の地位にあります。従つて其價格も亦鳥獸肉に比すれば低

廉であることは申す迄もありません。斯くの如く豊富な、理想的のものを以て、高價な鳥獸肉の代用とすれば、そこに費用の節約が行はれる勘定になります。又穀物にしても之れと同じやうな理で吾々は必ずしも米ばかりを食はねばならぬといふ法則は無い。米よりも廉價な麥といふものがあります。麥は吾々の要食物として、却て

□米に優る

成分に富んで居ります。野菜にも同様な理由を當て兼ねることは出来るのです。

以上の如く物質を有効に使用すれば生活の必要を充たして、經費を節約する餘地がまだ一澤山にあらうと思ひます。獨逸の如きは、聯合軍の世界的封鎖に依つて物資の缺乏を來たし、是れが爲め直ぐにも閉口するであらうと思はれたのであります。が、實際に於て、今日尙底古垂ぬ所以のものは、國民の極度の物資節約に由る事が、最大の因を爲して居ると思はれます。利用すべきものは

□悉く利用

する、即ち最小の資を以て最大

の結果を贏ち得んとする經濟の目的を、適切に實行して居るのであります。而して之れは獨逸ばかりではなく、他の諸國民も同様にやつて居るので此の經濟がやがて戦後の生活の上に及ぶと同時に其經濟を以て國力回復の資とし所謂

【戦後世界經濟戰】の軍用に供せらるゝとせば、其の結果の如何に怖るべきものであるかを推測するに難からぬのであります。此の點から考へれば、今日我が國民が物資の節約を行ふといふことは、單に眼前の生活難を救済するに利益あるのみではないのであります。(愛國婦人) 古在農學博士)

○最も感服したる歐米の執務法

水野法學博士著「忙中隨感」中左の一項は現下の最大問題たる執務者の能率増進に付き至大なる參考資料たるべきを信し茲に其大要を摘載することゝせり(民生)

□恐らくは何人も此の通りならん

實業界の人々の多忙は申すに及ばず、割合ひに隙であるやうに思はるゝ地方の郡長とか、書記官とかその他の官吏などでも實際は矢張り多忙に追はれて暮して居るのであらうと思はる。イヤ水害があつたとか、傳染病が起つたとかいつてはあそこやそこへ出て行かねばならぬので、矢張り朝から晩まで忙殺されて居るのであらうが、田舎のものも都會のものも忙がしい／＼で日を送つて居るのは皆同じことで、その餘裕を以て色々考へたり、統計を作つて見ようとか、何か計畫をして見ようとかいふやうなことは逆も出来る譯のものではない。

□斯う餘裕がなくては碌な仕事は出来ないと思ふ

□不規律の用事に追はれ通し

日本では官吏でも會社員でも、その執務法が極めて難駁であり、その生活が極めて多忙であることに就いて予は何とか整理法を講じたいと常に工夫を凝らして居つた。現に自分の日常生活がさうであつて、来る日も／＼殆んど閑がないといつても宜い位である。朝は早くから人につめかけられる。採歸つても又人に接見する、役所に出れば普通の事務を見る以外に、面會人が非常に多い。偶には自分で書かなければならぬ手紙をさへ書く隙がないと云ふ位に、朝から晩まで殆んど忙殺されて居るのである。予が嘗て官省の餘暇に大學で講義を頼まれて二三年受持つた事があるが、毎日の要務が非常に忙しいので漸く寝る前に二時間か三時間を費して講義の準備をしたことがある。恁ういふ風で長く續けば必ず身體に障ると思ふたから頭罷めた位であつた。

人間が恁ういふやうに一生醒醒して暮すことは何うであらうか、少しは閑を拵へて、家に歸れば參考書位は讀み、日曜や土曜位には自分の好きな所へ行つて、頭を休める位のことはありたいものではないか。それでなくては豪い計畫などの立ちさう筈はないと思ふから、予は日本の此執務の状況を何とか改めたい精神で、昨年歐羅巴の事務の取り方を視察に行つた。向ふの人の執務振りを十分調べて見たら必ず學ぶ所があらうと思ふたから昨年は態々その事を研究する爲めに行つた。

□予が執務法研究の爲め歐米を視察した實例

歐米各國を視察して廻つて居る中に、瑞西に行つて予が一番感服した實例があるから、それに就いて述べて見よう。彼の國の人が事務に就いて如何に誠實で熱心であるか、又その執務振りが如何に巧妙であるかの一斑が分らうかと思ふから、

その事を述べて見よう。

□レトリ・ベルゲル君の 仕事振りを一日見る

丁度瑞西で日本にいへば内務省のやうな所に居るレトリ・スベルゲルといふ人があつた。その人は餘程長くそこに居る有名な事務家であるが、予はその人の事務室に行つて、貴下の仕事の遣り方を見度いといつて、一日其處に一緒に居つた。此人は日本でいへば奏任位で監獄の事や感化事業の事などを掌つて居る人である。非常に熱心な人でその人の室に這入つて見ると各種の統計がズラリと併べてある。各國の統計を皆集めてあつて、又必要な參考書をも總べてある。例へば「貴下の國では不良少年が何の位ある」と訊くと、直ぐに十年前は怎ういふ風であつて、今日は怎うであるから、將來は怎ういふ風にならう。之れを佛蘭西に比較して見ると怎ういふ風になる。獨逸とは怎ういふ風

になるといふやうに其座で直ちに詳しく話をする
ことが出来るのである。(未完)

彙 報

○ベリ翁の歡會迎 明治初年より二十年間我邦に在住せる監獄改良家米國人ジョン・シー、ベリ翁の來遊を機とし中央慈善協會會長澁澤男爵の發起にて二月二十八日帝國ホテルに歡迎晚餐會を開き監獄局及當會へ臨會方案ありたるが谷田監獄局長北島本會主事は各其所管廳所を代表して出席せられたり。

○被告人の逃走 高知監獄在監窃盜傷人事件被告人森文一は二月十二日出廷取調を受け午後六時半頃調終了嚴重手錠を施し歸監の途監獄門前に達するや道傍冠物を投取り棄て履物を脱ぎ施錠の儘東向逃走せしを以て戒護看守は直に追跡せしが高知公園の西北を廻り縣教育會の西方約二十間位の所に到るや彼は同所林の中に身を隠せり此際兩者の距離漸次遠ざかり約五、六間の間隔を保

ちし時恰も暮色暗くして捜査に困難なりし爲め遂に形跡を失したりと動機は犯罪重大なるより長期刑の判決あるべければ此苦痛を免れんとする念慮と且郷里に歸り父母に面會したき希望とに依り入監當時より逃走の企圖起し毎に時機を窺ひ居たるに當日は押送看守の疎漏より腰繩を附せず且つ兩手の施錠緩やかなりしに依り好機遂へからずとなし茲に決意斷行するに至りしが如しと因に翌十三日午後七時四十分頃市内東雲湯にて入浴後往來に出てしを警官の手に逮捕せられたり。

○庭利者の逃走未遂 新潟監獄在監窃盜逃走四犯懲役十年

萬谷興三松は新潟裁判所の第一審判決に對し本人より控訴申立東京控訴院にて棄却の後上告せるも取下裁判確定したる者にして他上訴囚と共に東京監獄より還送の途中二月九日午前五時十分徒歩新宿驛に到着せしが時向は未明周圍暗きを以て戒護上同所ブラツトホーム内に設けある待合室に入らんといふ橋を渡り同室に入らんとするや突然看守の目前より線路内に飛込み貨車の下を潜り抜け向ふ側に出て櫓を乗り越越へ逃走せしが看守は追跡して直ちに取押へたり本囚には連鎖手錠を用ひ右手を下に左手を上にして之を縛し向は手錠の環に徑約三分の抽繩を貫通して腰部に二タ廻り巻き付け置けるに途中右手にて抽繩の端を戻しながら僅かづつ切斷し最後に強て苦痛を忍びつゝ左手を手錠より脱し次で右手を脱し逃走したるにて左手の甲には擦過傷を貰ひ歸監後も腫脹し居たりと

○受刑者の傷害

廣島監獄在監窃盜累犯懲役四年木庭佐久次は一月二十七日午前十時半頃第五工場洋裁縫工に出役中行間の歸途同囚古谷真作に對し膝め用意懷中せし作業用の洋鋏を以て突然彼方より斬り付けたるを認め當時戒護中の看守は即時現場に駆け付け加害者を取押へ兇器を奪取したるも遂に内側頸部に長さ約二五仙深き骨膜に達する直線狀の切創と其他左耳後部に約〇、五仙の切創を負はし疾病休業二週間を要する傷害を與へたり原因は昨年末同工場にて同囚釣樂某の製作したる獨逸蘭と島打刺の出来策に就き加害者が彼此批評を試みたる旨被害者が前記釣樂に告げたるを告知し憤怒の餘り此兇行を演じたるなりと。

○在監者の創傷

京都監獄在監受刑者中村安次郎は一月二十五日午後六時頃監房内に於て夜間作業從事中同房者河原嘉一郎が自己の製品を窃取せりさて一二爭論の末麻工用役棄を以て嘉一郎の左前頭部を毆打し長さ一寸餘深き骨膜に達する創傷を負はしめたり。

○受刑者の傷害

三池監獄在監受刑者親川善福は二月二日午前十時半頃坑内にて同囚園田幸吉に對し役業上の口論より右合はせの作業用雁爪を以て毆打し左側前胸部第四、五肋間に亘り其胸骨側に近く横走する擦過傷及び第四肋骨は左側乳線に於て單純性骨折を來し及び左眼上眼瞼及内眥部は皮下流血を來し紫藍色を呈し腫脹す右の創傷は疾病休業十四日間を要するものなりと。

○受刑者の傷害 京都監獄在監受刑者西本寅吉は二月十四日午前十時頃工場作業中隣席なる谷金之助が僅かの言葉に行違ひありたりとて突如機械用器具巻棒を以て殴打し重傷を負はせたりと。

○受刑者の自殺未遂 宮崎監獄在監受刑者中村愛次郎は二月十二日午後三時頃染物工として就役中染物工用刺葉重コロム酸加里を飲用し自殺を企てたるも直ちに取押へ治療後健康に異常なきを得たりと原因は擔當看守より染色の爲め交付せられたる受刑者品類細絲凡百欠位を紛失したるが如く製ひ同工場勤務看守に與へ歡心を貰ひ特別の處遇を受けんと目的なりし處本月十二日事實發覺するに至りたるを以て同看守に對し迷惑を及し懲戒に處せらるゝを苦慮焦心の餘り自殺を企てたるなりと。

○處刑者の變死 三池監獄在監受刑者大谷由太郎は二月十五日坑内夜業中十六日午前四時頃染研車の回轉中油差の際其の蹈板より兩車内に沁り落ち慘死せりと。

○刑事被告人の經死 大分監獄在監証物牙保及同放買事件被告人藤生恒友は二月二十三日午前四時半頃自房に於て所有の兵兒帶を監房前面格子に掛け縊死を遂げたり原因は悲觀の結果ならんと。

任看守長月俸二十三圓給與佐賀監獄勤務ヲ命ス
依願免本官
同 看守長(安濃津) 米 川 米 太 郎
同 監獄醫(千葉) 土 川 種 次 郎
同 教誨師(水戸) 花 林 哲 山

會 報

○監獄官練習所の開所式

三月一日午前九時半當協會講堂に於て第十回監獄官練習所開所式を舉行す參列者は谷田練習所長を始め山隈事務官東京府下所在小菅外三監獄典獄並に本會主事及び練習生總員にて谷田所長は先づ演壇に進み練習所の沿革變遷を冒頭とし凡そ百般の事業其良績を收めんと欲せば先づ人材を得ざるべからずと提説し言々次を追て莊重なり一轉して這回選拔せられたる各生徒の大なる責任あることに説き及び尋て在學中は特に出處共に規律を嚴守し寄宿舎の起居に漸馴すべきは勿論能く大都の人

叙 任

東京監獄勤務ヲ命ス
小菅監獄勤務ヲ命ス
叙從七位
任看守長月俸二十六圓給與岐阜監獄勤務ヲ命ス
任看守長月俸二十二圓給與靜岡監獄勤務ヲ命ス
任看守長月俸二十圓給與秋田監獄勤務ヲ命ス
給九級俸委員監獄勤務ヲ命ス
給九級俸
看守長(小菅) 藤 井 惠 照
同 (宮城) 尾 原 靜 乘
監獄醫(神戶) 鉢 嶺 清 慎
看守(小菅) 矢 島 仲 次 郎
看守(靜岡) 金 木 宣 吉
看守(宮城) 根 田 兼 治
任看守長給十級俸秋田監獄勤務ヲ命ス
教誨師(松山) 近 藤 哲 雄
監獄醫(京都) 中 村 繁 治 郎
監獄醫(甲府) 佐 藤 金 司
千葉監獄勤務ヲ命ス
叙正七位
同 (徳島) 安 井 延 太 郎
叙正八位
教誨師(同) 梅 林 一 衛
看守長(佐賀) 大 原 虎 夫
看守長(靜岡) 橋 本 銀 太 郎
看守(佐賀) 福 岡 常 一

情風俗を觀察しては採長補短の資料に供するの識量あるべく將た生活の變動より來る衛生的注意を専らにし殊に混亂せる時局の潮流に耳目を奪はれて講學の根本意義を沒却せざるの覺悟あるを要すとて彼の戊辰の歲彰義隊と官兵との衝突に際し江戸は殆んど修羅叫喚の衝と化したるも福澤先生は三田の私塾内に在て諄々ホーセツトの經濟書を講授し毫も劔花閃き砲聲の轟くを覺知せざるが如くなりしと云ふ一佳話を挿まれ懇篤訓示せらるゝ處あり次に野口寄宿舎幹事北島協會主事等より在舎入浴又は登退校の際に於ける幾多の注意訓告あり斯くて午後零時二十分を以て式を終れり。
左に練習科目並に受持講師及び練習生の氏名を掲ぐ。

受持科目講師

監獄學 司法省監獄局長 谷 田 三 郎
監獄法 法務省事務官 山 隈 眞 直
刑法第一編(第七章以下)

司法大臣 秘書官 原 夫次郎
 刑法第二編 ドクトリン 司法省 參事官 山岡 萬之助
 刑事訴訟法第一編乃至第三編第二章 大審院檢察 林 頼三郎

刑事訴訟法第三編第三章以下

刑罰原論

司法省 參事官 宮城長五郎
 大審院 判事 泉 二新熊
 法學博士

監獄職員に關する要件並に教誨教育に關する事務

小審監獄典獄 有馬 四郎助
 集鳴監獄典獄 坪 井直彦

文書會計並に領置及用度に關する事務

豐多摩監獄典獄 鈴 木信彌
 豐多摩監獄典獄 河 野純孝

同 上

犯罪心理學

文藝學士 寺 田精一
 工學博士 山 縣愷介

工場管理法

工學博士 加 藤咄堂

文章構成

算術 東京府立第一中學 校長 人見泰三郎
 操練 陸軍步兵中尉 水谷 嘉市
 法學通論 監獄協會主事 北島 良吉

練習所入所生氏名

官職氏名	監獄別	官職氏名	監獄別
看守 松本 稻城、東京	看守 太田 卯八、東京	看守 松本 稻城、東京	看守 太田 卯八、東京
看守 岸 金之助、小菅	看守 安田 光次、小菅	看守 岸 金之助、小菅	看守 安田 光次、小菅
看守 木村 富藏、豐多摩	看守 千葉 實作、集鳴	看守 木村 富藏、豐多摩	看守 千葉 實作、集鳴
看守 部長 鈴木 亦吉、橫濱	看守 市川 一太郎、橫濱	看守 部長 鈴木 亦吉、橫濱	看守 市川 一太郎、橫濱
看守 部長 菅原 丞作、浦和	看守 中村 庄次、千葉	看守 部長 菅原 丞作、浦和	看守 中村 庄次、千葉
看守 山口 清作、前橋	看守 新飯田 大助、宇都宮	看守 山口 清作、前橋	看守 新飯田 大助、宇都宮
看守 部長 辻 多七、長野	看守 原田 勇、甲府	看守 部長 辻 多七、長野	看守 原田 勇、甲府
看守 部長 石川 裕太郎、靜岡	看守 部長 渡邊治三郎、靜岡	看守 部長 石川 裕太郎、靜岡	看守 部長 渡邊治三郎、靜岡
看守 部長 三藤 勝重、名古屋	看守 川口 義一、安濃津	看守 部長 三藤 勝重、名古屋	看守 川口 義一、安濃津
看守 部長 長谷川 芳藏、靜岡	看守 牧野 鐵吉、岐阜	看守 部長 長谷川 芳藏、靜岡	看守 牧野 鐵吉、岐阜
看守 中川 定信、金澤	看守 關井 清一、新潟	看守 中川 定信、金澤	看守 關井 清一、新潟
看守 部長 小林 彦市、福島	看守 南條 正己、宮城	看守 部長 小林 彦市、福島	看守 南條 正己、宮城
看守 部長 佐藤 久次郎、山形	看守 加藤 惣吉、秋田	看守 部長 佐藤 久次郎、山形	看守 加藤 惣吉、秋田

看守 米内 隆英、盛岡	看守 部長 神 俊三、青森	看守 米内 隆英、盛岡	看守 部長 神 俊三、青森
看守 部長 高梨 菊若、京都	看守 三宅 定男、京都	看守 部長 高梨 菊若、京都	看守 三宅 定男、京都
看守 部長 瀧川 捨三郎、大阪	看守 部長 高橋 龜太郎、大阪	看守 部長 瀧川 捨三郎、大阪	看守 部長 高橋 龜太郎、大阪
看守 部長 仁科 正次、奈良	看守 坊垣 内音四郎、奈良	看守 部長 仁科 正次、奈良	看守 坊垣 内音四郎、奈良
看守 部長 渡邊 宗太郎、神戶	看守 部長 村上 剛治郎、神戶	看守 部長 渡邊 宗太郎、神戶	看守 部長 村上 剛治郎、神戶
看守 高崎 又市、岡山	看守 部長 年本 孔瓶、岡山	看守 高崎 又市、岡山	看守 部長 年本 孔瓶、岡山
看守 平川 尙夫、廣島	看守 部長 岡本 謙一、廣島	看守 平川 尙夫、廣島	看守 部長 岡本 謙一、廣島
看守 部長 立脇 由四郎、松江	看守 山本 益吉、高松	看守 部長 立脇 由四郎、松江	看守 山本 益吉、高松
看守 三並 丹治、松江	看守 外山 龜助、德島	看守 三並 丹治、松江	看守 外山 龜助、德島
看守 公文 勇、高知	看守 二階堂 高行、福岡	看守 公文 勇、高知	看守 二階堂 高行、福岡
看守 倉光 又五郎、福岡	看守 田上 伊喜松、三池	看守 倉光 又五郎、福岡	看守 田上 伊喜松、三池
看守 江上 喜太郎、大分	看守 健山 俊治、佐賀	看守 江上 喜太郎、大分	看守 健山 俊治、佐賀
看守 部長 三村 好雄、長崎	看守 部長 武藤 直長、長崎	看守 部長 三村 好雄、長崎	看守 部長 武藤 直長、長崎
看守 米内 直次郎、熊本	看守 田村 廣吉、宮崎	看守 米内 直次郎、熊本	看守 田村 廣吉、宮崎
看守 部長 浦地 弘、鹿兒島	看守 部長 安次 謙英、沖繩	看守 部長 浦地 弘、鹿兒島	看守 部長 安次 謙英、沖繩
看守 今井 芳藏、函館	看守 長 伊藤 菊治、札幌	看守 今井 芳藏、函館	看守 長 伊藤 菊治、札幌
看守 岡崎 林助、十勝	看守 佐藤 三郎、網走	看守 岡崎 林助、十勝	看守 佐藤 三郎、網走
看守 長 生方 喜八、西大門	看守 上野 耕助、平壤	看守 長 生方 喜八、西大門	看守 上野 耕助、平壤
看守 長 橋口 利雄、大邱	看守 渡邊 豐、釜山	看守 長 橋口 利雄、大邱	看守 渡邊 豐、釜山
看守 勝又 保代、臺南	看守 永野 直、臺南	看守 勝又 保代、臺南	看守 永野 直、臺南

○茶話會

二月二十三日(第四土曜日)午後二時より本會講堂に於て茶話會を開催す講師は帝大法科大學教授法學博士矢作榮藏氏にして博士は本日の演題を「時局に於ける食物の價格調節」と掲出せるも右は調査不充分なるを以て最後に其概要を述べることとし茲には主として英獨二國に於ける開戦前後より現時に至る迄の穀物輸出入の數量及食物價格の調節に關する狀態を御話して參照に資すべしとて獨逸が英國の封鎖に依り蒙たる食糧供給の困難に

教師 瀧川 了全、熊本	教師 楠 慶含、熊本	教師 瀧川 了全、熊本	教師 楠 慶含、熊本
教師 遠藤 直澄、光州	教師 彌 玄訓、熊本	教師 遠藤 直澄、光州	教師 彌 玄訓、熊本
教師 渡邊 修甫、熊本	教師 最方 居雄、熊本	教師 渡邊 修甫、熊本	教師 最方 居雄、熊本
教師 楠 正雄、熊本	教師 橋田 覺真、熊本	教師 楠 正雄、熊本	教師 橋田 覺真、熊本
教師 內記 亮也、大谷	教師 龍本 秀晴、熊本	教師 內記 亮也、大谷	教師 龍本 秀晴、熊本
教師 藤本 結譽、大谷	教師 横 根、熊本	教師 藤本 結譽、大谷	教師 横 根、熊本

作業成功高	原計	今價	官	司	業	委託業	受買業	合計	備工錢ヲ收支セサルモノ
作業収入高	計	計	製品	修繕品	計	委託業	受買業	合計	營繕夫
未収入高	計	計	計	計	計	計	計	計	監獄備夫
									計

記 載 例

一 作業支出高ハ當該年度ニ於ケル支出高ヲ區分記載スヘシ

一 作業用品及作業製品ハ物品出納簿ニ於ケル受納物品ノ價格ヲ計算記載スヘシ但不用物品等ニシテ物品出納簿ニ登記セス直ニ作業ノ用ニ供シタルノアルトキハ作業用ノ欄中普通金額ノ左方ニ其ノ評價額ヲ記載スヘシ

一 作業成功高ニ於ケル原價ハ官司業委託業ニ付テハ製作品農作品ニ要シタル工錢並素品消耗品ノ價格及運賃ヲ記載シ受買業營繕夫監獄備夫ニ付テハ工錢ヲ記載スヘシ但官司業委託業ニシテ甲年度中作業ニ着手スルモノ乙年度ニ至リ完成又ハ收穫シタルモノニ關スル原價及金ハ總テ乙年度ノ方ニ算入スヘシ

一 作業収入高ハ歳入徴收簿ニ於ケル因工錢及製作收入金額ヲ區分記載スヘシ

一 分監出張所ノ分ハ本監ニ合算シ一表ニ作成スヘシ

菊判研究資料 第一輯

本書ハ一八七九年獨逸聯邦議會ニ提出セラレタル自由刑ノ執行ニ關スル原則一九〇二年公布セラレタル普國內務省所轄監獄則及ヒ一九一三年獨逸監獄協會ニ於テ議決シタル自由刑及保守處分執行法案ヲ收採シタル獄制唯一ノ研究資料ナリ

實話覺めたる友

本書ハ出獄者ノ真心悔悟セルモノニ就キ犯罪ノ徑路改悛ノ動機ヲ詳叙シタルモノニシテ收ムル所三十餘篇アリ

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊判百五十八頁
實費金三百五十五錢
郵稅六錢

(改正指紋紙取扱規定並ニ解説添付)
本書ハ主トシテ實際の方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

法學士 廣中佐兵衛述

貧民制度并ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費金二十四錢
郵稅金二十四錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述シタルモノナリ

發行所

東京市麴町區西日比谷町一番地

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

監獄協會

加入者
氏名

大正七年三月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市麻布區新網町二丁目廿二番地
編輯人 北島良吉
印刷所 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 東京市麴町區有樂町二丁目一番地
印刷所 東京市麴町區四日比谷町壹番地
發行所 東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
監獄協會